

定家著『和歌書様』『和歌会次第』について

——付・本文翻刻——

要 旨

歌人・藤原定家の著述の中に、和歌懐紙の書式を録した『和歌書様』や歌会・歌合の作法を仔細に指示した『和歌会次第』などの、零細とも見られる書が存在する。小稿では、これらの資料の書誌的批判を通して、詩的営為とは一面で縁遠いような領域に、定家が一方ならず関与している様とその所以を尋ね、それらの意味や位置について考えてみたい。具体的には、対象となるテキストの分類整理、本文内容の読解、定家の思惟像との触れ合い、当該テキストと周辺資料との関連を順次検討する。

さらに以上の結果を、言語表現に付随する書式・作法を取沙汰しているこの種の中世のテキスト——定家に見られ以後も夥しく製作・享受されて行く——を如何に読みかつ把握できればよいか、という問いと結び合わせて、〈書式史〉〈作法史〉という視野をも設定しながら、私見を述べてみたい。

川平ひとし

1 はじめに

藤原定家の著作の中に、和歌懐紙の書式につき細かく沙汰した『和歌書様』や、歌合・歌会の作法を録した『和歌会作法』のあることはよく知られている。小稿の目的の一つは、これらの、形態と分量とについて見れば片簡とも称すべき書の実体を書誌的な側面から掘り起こし明らかにするところにある。ある意味で詩的な言語表現の営みとは本質的に无缘であるかのような書式・作法などという領域に、のちほど見るように定家じしん執着とも言える熱意をもって関与しているのであるが、その有様と事柄の意味とをテキストに即して尋ね、かつそれらを定家の歌人的軌跡や和歌史の文脈の中に位置づけるための方途を求めようとするのが小稿の第二の目的である。

この種の定家の著作のもつ意義に留意すべきことは、早く、当該の資料を紹介した久保田淳の示唆するところであった。⁽¹⁾ また特に中世後期に至るにつれて作法・書式(書法)の書が夥しく製作され享受されることを、歌壇史の展開に沿って、一つの文化史的展望を示唆しつつ記述した井上宗雄の研究があり、⁽²⁾ 近時、武井和人による、懐紙書式における一方式を系譜的に辿る論も提出されている。⁽³⁾ 思うに、こうした非言語的あるいは言語外的な、和歌表現の運用をめぐる形式・方式への強い関心が定家にも存し、また長く中世を通じて顕著に認められることの意味は一層精細に吟味されるべきではなからうか。ここでは主として定家の段階における問題と幾分かの見通しをとり纏めて考えておきたいと思う。

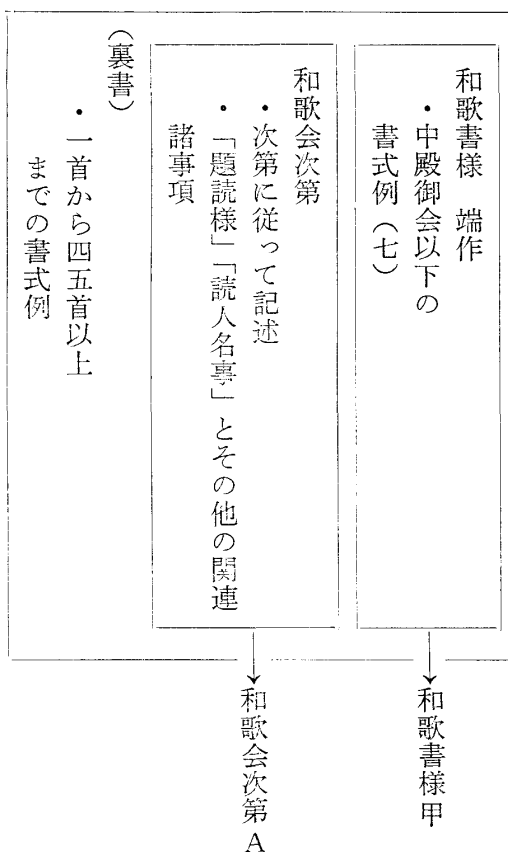
2 テキストの認定

最初にテキストの様態を見定めておきたい。問題にする書の一つ『和歌会次第』には、定家の末裔、冷泉為和による「改編本」が存在する。同本については旧稿でとり上げ、その内容や位置につき私見を述べた。⁽⁴⁾ この種の定家著作とそれに非ざるものとの境界辺りに位置する書を片寄せることによって、定家の当該著作そのものを捉えることが可能となる。さて標題に掲げた両書は本文内容・流伝過程・伝存状況から判断すると、既に定家段階において相互に関連しながら執筆され、のち種々に結び合わされつつ享受されたと目される。従って伝本整理に際しても両書を切離して扱うのは適切でない。井上宗雄による先駆的な調査に基づいて改めて整理すると、本稿末の「付録I」に掲げたように、諸伝本はI、IVの四類に大別され、かつそれぞれの流伝経路を大むね辿りうる。重要なのは、四分類しうる本文はどのように相違しているかであるが、これらの差異性を読解することを私の論点の一つとしたいゆえ、四類間の異同についてはのちほど言及したい。

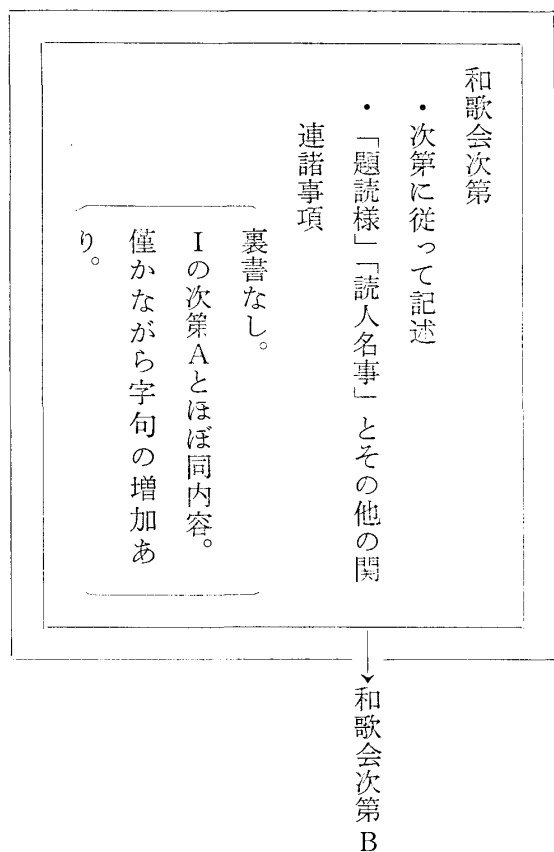
細部を省略して、いま分類論上の留意点を二つに絞れば、第一に、I、IVは、流伝経路や奥書類の記載から知られる通り、いずれも定家じしんの著録になることを確認できる(付録I参照)。第二に、しかしながら四類は主として形態上の相違によるものであり、これに依拠して直ちに定家は四度に亘って当該書を著述したと見做すことはできない。四類の内容はやや入り組んでいるのである。その様相を一覧する為に、各類の

本文内容の構成を摘記しつつ図示すると、以下の如くである。

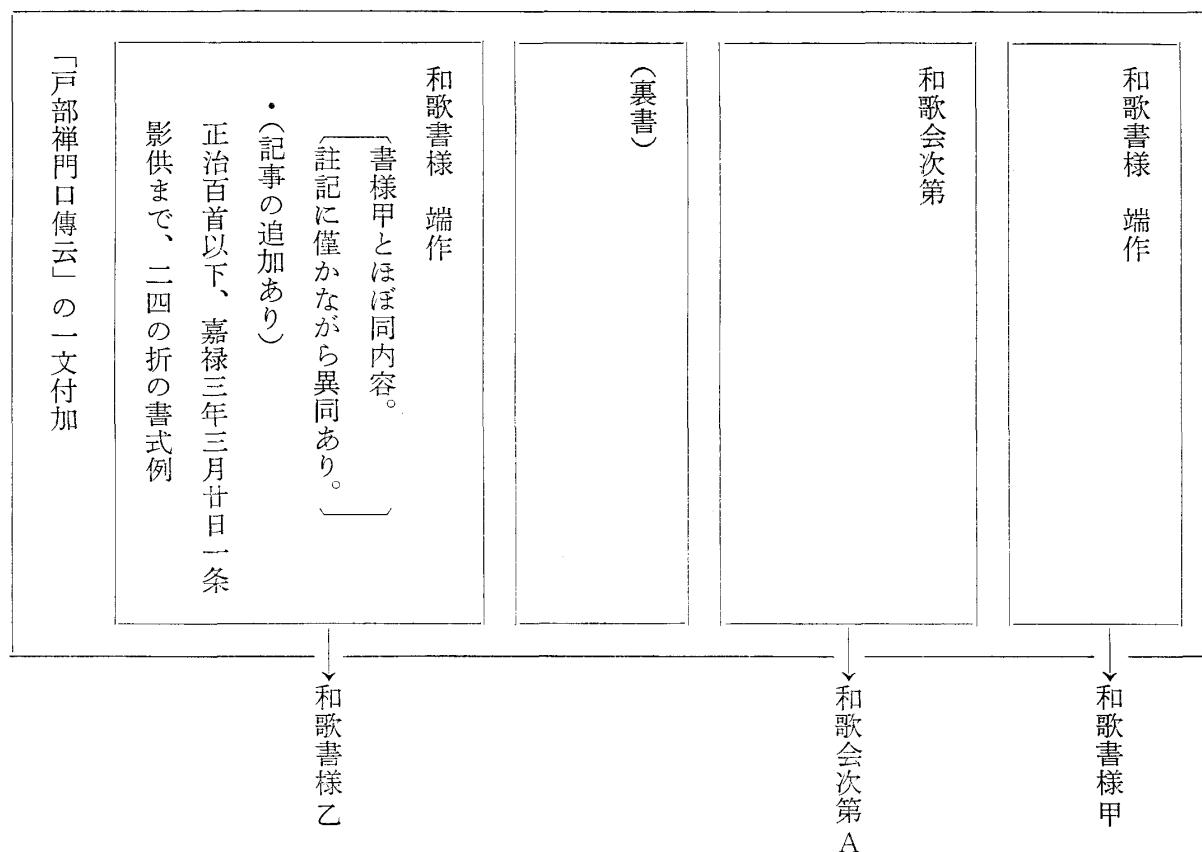
I



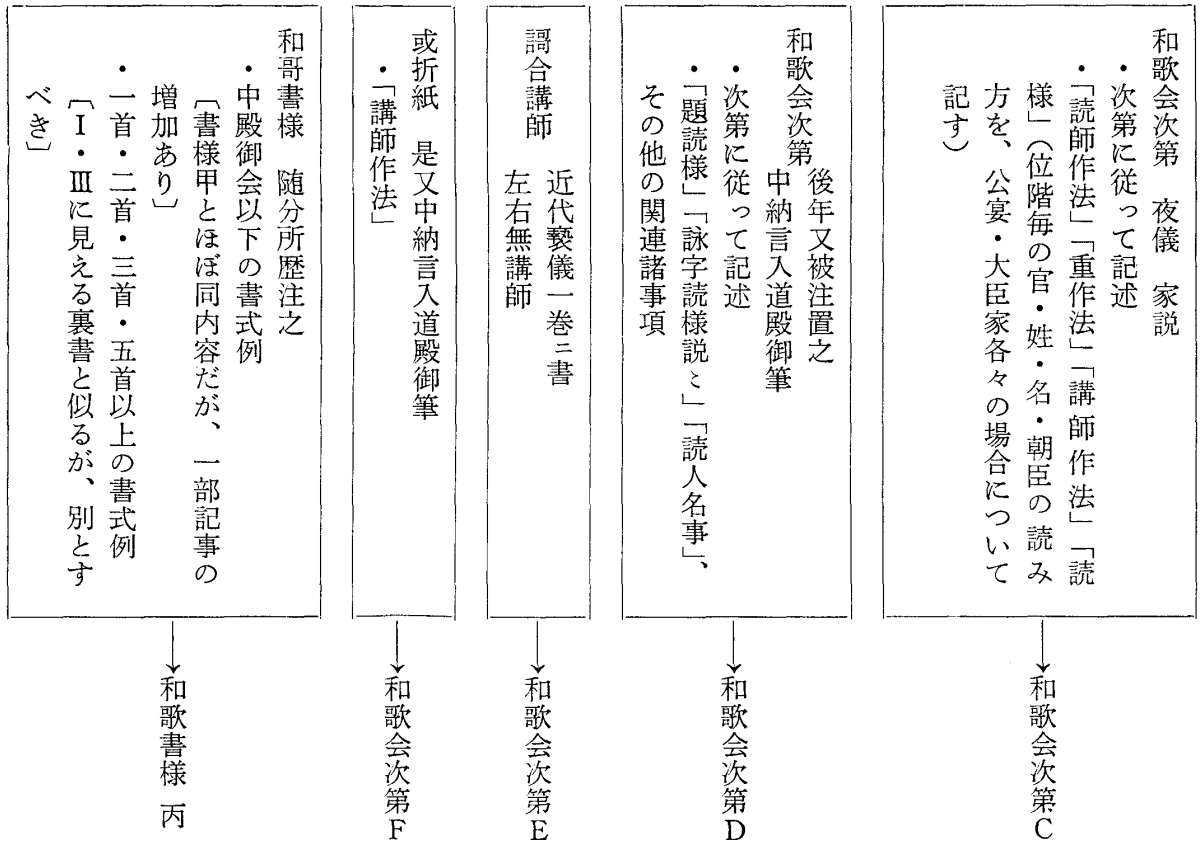
II



III



IV



示した通り、各テキストは互いに極く似通いながらも記載内容が相違しており、『書様』(以下このように略称する)の系列でいえば甲・乙・丙の三種、『次第』(同上)の系列で言えばA・B・C・D・E・Fの六種を認めうる。言換えれば、定家はこれら各種の、細部において異なる記事に幾度も手を染めたことになる。以上を見る限りでも既に定家の深い関心の程は窺えよう。ただし右の『書様』三種『次第』六種のみには止まらなかったようである。いま一つ定家の営為を伝えるかと思われるテキストが存在する。それは『和歌愚僻抄』なる資料である。

3 『和歌愚僻抄』の問題

『和歌愚僻抄』については、これも既に井上完雄によって問題点と今後の追究への指針が示唆されている。⁽⁶⁾ 現在のところ伝本として文化庁蔵高松宮旧蔵本・三康図書館蔵本(付録I掲出IV図に合写)・橋本研一氏蔵本(未見。大野晋の紹介⁽⁷⁾に拠る)の三本を知りうる。高松宮旧蔵本奥書(付録IIの翻刻参照)ならびに三康図書館本の奥書から察知されるように、冷泉為相が関東において東国の人々に秘蔵の本の披見や書写を許していたことを伝える資料として興味深く、いづれ此の書が為相から為秀へ伝わった冷泉家流の重要な伝書の一つであったことは明らかである。『和歌愚僻抄』の内容は次の五つの部分から成っている。

- (a) 一つ書きの「書始草子事」「嫌文字事」以下「書哥事」「草子付色と符事」に至る条々。いわゆる『下官集』に相当する。
- (b) (a)に引き続き同じ書写形式で「書哥事」とあり、一首・二首・三首・

五首・六七首の書式例を記す。先記Ⅰ類・Ⅲ類に見える「裏書」の記載と似る。

(c) 「端作」と標目を記したのち「院」「公宴」以下「撰歌合清書」に至る種々の折と場に応じた和歌書式を掲げる。『書様』甲乙丙と記事重なりつつなお別種の本文。

(d) (c)のち一行分空白を置いて新たに標目「和歌会次第」を記し、「先懷愚詠参其所」云々以下「採題和歌」の項までを載せる。その内容は『袋草紙』の冒頭「和歌会次第」から「採題和歌」冒頭部分までの記事をほぼ元の順序に抄出したもの。

(e) 「或記云」と註して一段あり、後に本奥書を記す。

記事の多寡から見ると、本書は(a)・(c)・(d)の三部分を中心としている。私見を直ちに言えば、定家真作と見てよい(a)の『下官集』と一つに結収され合写されているこれらの全体——早く為相・為秀らによって一纏まりの書と扱えられていたと思われる——を、形式と内容とから判断して他ならぬ定家の手を経て成ったものとしてよいと考える。私見の論証ともなるゆえ、内容の一部を読んでみよう。

まず(c)の部分は(前接する(a)については後述)記事の構成・内容において先に概要を掲げた定家の『書様』の諸種と密接に関連していることは明瞭である。例えば末尾辺りで、「去今年見此事」と筆録者の晩近の体験と共に語られている「公宴書官之唐名事」云々は、『順徳院御記』や『八雲御抄』の伝える藤原公継の逸話に関わる記事だと推定される。⁽¹⁰⁾「惣不見不聞……驚而可驚、莫言々々」の文言は定家の語り口を思わせる。ま

た右に続く「撰歌合清書、不書名、只書題歌、奥官名書之也」の記載は、『明月記』建仁元年三月二十七日条の、兼実以来の懐紙の書様を良経が実行していて、当の書式を知らずいた定家が俊成に質した上で寂蓮その他と共々「此書様」を襲用した、という『新宮撰歌合』の折の挿話と合わせて——その折得られた定家の知見として——読解できる。更

に(e)の白紙を置く作法の記載は、基俊・俊成を経て定家へ伝えられた言説として読みうるのではなからうか。そもそも歌会において歌を案出されぬ際に白紙を置いて当座を逃れるという便法は、『袋草紙』などでは一つの在りうべき故実とされ、⁽¹¹⁾『八雲御抄』ではこの種の振舞を「是非非恥。優事也」とも評している。⁽¹²⁾翻って『次第』A・Bでは、当の「作法」に対する「亡父命」すなわち俊成の見解が記され、「詠哥接人数之輩……何及置白紙之故実哉、不足言事也」の如く、俊成の、言わば専門歌人の「輩」に連なる者の当為が決然と語られている。これと『和歌愚僻抄』の先程の記載とを重ねて読めば、基俊・俊成・定家と伝承された一つの作法をめぐる態度のあやが現れているとも解され、深読みを誘う。⁽¹³⁾

以上のように、仮りに此の書を定家が関与した書として把え、当面の問題に立ってみると、今しがた読んだ(c)を、既知の定家著になる『書様』三種に追補すべき別種のテキストに擬して、新たに『書様』丁を想定することができる点は重要である。また、『袋草紙』を抄出した(d)はそれ自体『袋草紙』享受史の一資料として注意されるが、⁽¹⁴⁾これも定家の所為となれば、六条家歌学の一つの達成である『袋草紙』を定家が転写・抄出した作業に含まれている意味——定家の対清輔認識、和歌会の

故実を録するに当って清輔より得た知見の大きさ、細かく言えば定家が依拠した『袋草紙』の本文如何の問題などと併せて——を更に考えてみるべきであろう。⁽¹⁵⁾ こうして『和歌愚僻抄』の内実を検討することによって、書式・作法に寄せる定家の関心と関与が一段と巾広いものであったことを推測しうる。次にその関心と関与の有様を、テキストの中に読み取ってみたい。

4 テキスト間の差異

『和歌愚僻抄』については一定の留保を付し、確実に定家の著録であると認められる『書様』三種『次第』六種の本文を、各テキスト間の差異に留意しながら読解してみよう。

(1) 『書様』の系列

第一種の『書様』甲は『日本歌学大系』(新版)第三卷に翻刻(『和歌秘抄』)のある言わば流布本であり、その実体につき殊更敷衍するまでもない。

(a) 『書様』乙の様態

『書様』乙は『書様』甲にある七つの書式例をそのまま保存し、後段に例を追加したもの、と把えられる。久保田による翻刻に云う「別本」は右の追加部分に相当しており、中に、他に所見の無い定家の作品が三首含まれている点で貴重であることは周知の通りである。ところで付録の「流伝系路図」に示したように、乙を伝えるⅢ類本系統の伝本には、為秀・橘業文より伝わった㉑と、㉒の如き流れとの両者がある。

注意したいのは、前者の伝本群の場合、追加部分を「又別本云同前之事少々略之」という書写態度で処理したため、結果的に一項目脱落せしめてしまっている、という事実である。原態を保存していると考えられるのは㉒の三条実連経由の本である。同本に拠れば、乙の追加部分の内容は次のように理解される。すなわち、前段七例中にもある正治二年院初度百首の折の端作例を再度掲出し、これを始めとして建保五年四月十四日の後鳥羽院庚申和歌会まで、飛んで承久乱後の嘉禄三年の西園寺公経一条第の影供歌会⁽¹⁷⁾に至るまでの、定家の出詠した仙洞・内裏その他の公的な折の書式例二四度二六例——漏れている折もあり、自己の関与した晴の催の例を正確に集成することを意図したのではあるまい——を列挙していることになる。甲では、中殿・仙洞・内々常御会・后宮・内大臣家・賀茂社会・黄門垂相参法輪寺遍昭広隆寺等・私山寺会の如く、〈公〉から〈私〉へ至る〈場〉を軸として筆録されていたのに対して、ここ乙の追加部分にあっては、年次順に、〈折〉に応じて連ねられており、乙とは異なる排列上の原則に従っている。最末例のみは、自らの端作の他、同じ折出詠した者の例を網羅しようとしたのであろう。⁽¹⁸⁾ また字高や余白の幅員の寸法を一部で註記しているのも、他種には見えない乙の特徴である。なお巻末の「戸部禅門口伝云」の一段は為家の言説を後人が直接あるいは間接に聞書して付加したと考えられる。⁽¹⁹⁾ 定家の所為には関わらないがこれも乙ひいてはⅢ類本のみに見られるものである。⁽²⁰⁾

(b) 『書様』丙の様態

『書様』丙は甲そして乙冒頭に見える書式七例を載せている。従って

変化は乏しく独自性に欠けるが、所々事例についての註記が増加されている点に他種との差異を認めうる。当の増加註の性格を強いて言えば、やや当座性が現れている。例えば「中宮」の例、すなわち建久五年八月十一日中宮和歌会（定家歌不明、本書により端作のみ知りうる）の際の註記では、「公卿」等や良経の書様（「……ト令書給」とあり）がその折定家自ら実見したところに基づいて記されていると見えるのである。また治承二年重保賀茂別雷社歌合に関わる次の註記は、短いながら注意を引く。

其時不詠和哥、只依父命書交此事

「不詠和哥」は出詠しなかったと云うのではない。もとよりこの折の詠三首こそは十七歳の定家の公的な場での歌人的出発を告げる記念すべきものであった。右の註記は、その折定家は俊成の指示に従い掲出されている形の端作のもと詠を認め、書かれたものの上で参加したという事情を云っている。当歌合の成立事情と定家の側の状況——他種のテキストでは知りえない——の一端を伝えるものである。

(2) 『次第』の系列

『次第』に眼を移そう。『次第』六種は互いに記事の繁簡・出入りが少くない。差異の認められるところを事項のみ列記すれば、

(a) 「題読様」のうち「……といへることをよめる……」の「よめる」(「詠字」)の読様の説——A・B・C・Dに見え、E・Fに対応記載なし。

(b) 同じく「やまとうた」の読様・アクセントの説——A・B・C・Dに見える。

(c) 同じく「……といふことをよめる……」の「といふ」を「微音」にて読むべき事——C・Fの註記に見える。

同じく「御製」の場合「……といへることをよませたまへる……」の「たまへる」は「此詞非高聲」であるべき事——B・Dの註記に見える。

(d) 主人の「気色」を承けて事が運ばれる事。特に退出時の作法——B・Dに見える。

(e) 晴歌合に左右講師がある場合とその作法——A・B・Eに見える。

以上の記事を有する場合にもテキスト同士で違いのあることを改めて注意しよう。

(a) では、「詠」字の訓に「よめる」「なかむる」「ゑいせる」の三説あること、各説の相違と由来、定家らの拠る説が各々註記されている。これらから、定家によって認知されている〈家説〉なるものの、俊成・定家段階で含みもっていた論理や気分が読み取れる。これについては、かつて冷泉為和改編本——『次第』Cを主たる粉本として増補を施した書——を検討した際に、(b)の問題と併せて論及した。⁽²¹⁾ここでは省略したい。

(c)・(d)・(e)もまた単一種のテキストだけは知りえない定家の認識の壁が変差を見せつつ現れている例である。うち(d)の講師の作法の連なりに、『次第』Dのみに見られる、

講師参進之後、主人^ヲ所上^リ觸気色公卿已下近進〔寄〕^{無音人少、或召殿}
上人^{堪其道}者歎、読師読上之後、同音詠之、^{大納言隆尋卿堀世後、所々和歌会無詠吟之興、}事訖(以下略)⁽²²⁾

の、隆房に関する註記は興味深い。『平家公達草紙』や『教訓抄』の記

(23) 載から想像される隆房の詠吟の声のめでたさを、定家自ら語っているものとして貴重である。定家が右の如く註している現在時点の口勿を読み取りうるのではなからうか。隆房の出家した建永元年以降、おそらく没する承元三年以前頃の語り口であるように感じられる。自ずと『次第』Dの執筆年次も推測されよう(定家がそのように慨嘆していることの意味についてはこのち再度触れたい)。

更に各種間の記載を比較することにより、骨子を等しくしながらも中に細かな差異を認めることができる。当然、背後に各テキストの執筆対象や目的の相違が微妙に存在したことを予測しうる。またこれらの記載は、例えば兼実家・良経家・院歌壇・内裏歌壇の場や、成員たちの情況を断片的ながら伝える資料として価値をもつことになるが、一歩進んで読めば、テキストの中に定家の思惟の姿、思惟像と言うべきものがほの見えていると考えたい。次に当の思惟像を幾つかの側面に絞って把えてみたいと思う。

4 定家の思惟像

第一に、定家の執着とも呼びうる意思を読み取りたい。書式・作法についての定家の強い関心は『明月記』の記載などから十分知られるが、以上のテキストに即することで、関心の有様に改めて具体的に接することになる。定家はこの種のテキストを一再ならず染筆したのであるが、例えば函の、為秀のものかとも思われる奥書に、

此外硯管蓋等書、御日記以下、御自筆之証文等非一、求料紙追而可

注加之

と見える通り、定家の作法書類は他にもなお存したと推測される。もはや執着と呼んでよい営為であろう。先述の『袋草紙』抄出——飽くまでも『和歌愚僻抄』を定家と結び合わせるとして——などの故実の確認作業も以上のような執着によってもたらされたのであろう。

故実の確認から定家じしん一歩進んで相渉っているのが、〈執着〉の根方辺りにある〈説〉や〈家説〉への志向である。これを第二の側面として挙げたい。

諸テキスト中に「古伝」「口伝」「一説」の引用と併せて、俊成の「庭訓」「庭訓説」「亡父命」「亡父の説」「亡父教訓」などの〈説〉を取沙汰した記載が散見される。中において定家の執着を解く鍵となるものとしてやや重い意味をもつのは〈家説〉の概念であろう。重視したいのは、定家によって「家説」と呼ばれる際の原則である。テキストに沿って見ると「家説」の語は、前節(2)の『次第』の要点のうち(a)・(b)の二箇所に見られ、しかも孰れも基俊の説を、俊成を通じて受容し襲用している場合のみ厳しい程に限定されている。従って定家のこれら一連の書は、書式・作法に関する御子左家の「家説」を確認・集成したものであるなど大雑把に云うことはできない。

例えば『次第』Cの内題「和歌会次第 夜儀 家説」(函に拠る)を細註共々読めば、すぐさま夜儀の「家説」を定家自らとり纏めたかのように受け取られる。しかし三康図書館本(函)の同じ註記に「夜儀 家説 祖父被注之」とあり、早く為相辺りにおいてテキストを整理する意図が加わ

っていた可能性も窺える。ちなみに同系統の最も信頼しうる大東急記念文庫本(24)には、同じく

和歌会次第 夜儀 家説

とあるものの、「家説」の字は「夜儀」に比してやや小さ目(別筆とは見えない)墨の色幾分薄く書かれており、「家説」の註記は本来のものとも断じられない、という文献的な証跡を得ることができるのである。つまり定家は『次第』Cを「家説」の理念のもとに一括して提示したと即座に云うことは控えねばならない。「家説」概念の定家における姿を今少し慎重に吟味すべきであろう。無論、平安末期歌学の説を継承しながら、又、六条家の人々の達成点に媒介されながら、俊成・定家が基俊説を根拠として六条家の人々以上に〈家〉なるものをめぐる価値観を導入したこの意味は重視されねばならないが、その位置を見定めるために、〈家説〉の俊成・定家段階における思考形態のもつ歴史性を厳密に踏まえるべきだと考える。

さて、こうした祖述風あるいは記述的な乾いた記載と併行して、より非記述的な側面も滲み出ている。第三に定家の〈私性〉と呼びたい面がそれである。

〈私性〉にも幾つかの側面を認めうるだろう。ここでは〈声〉という面に注目してみたい。

もとより燈の立てる音、衣擦れの音など、定家らの臨んだ会場で響いたであろう物理的な音はひとまず措く。人為的に発せられる声に留意しながら定家による記載を読んでみると、披講時の講師作法のうち特に

声にかかわる細かな指示は目を引く。書かれた文字を儘かに見える為に遠座してはならぬという注意を始めとして、頻りに伏し仰いではならぬこと、「不揺動頸以下身軀」(『次第』D)「強あながちニくくまらず大略直居テ可令読之」(『次第』C)など、姿勢についての注意は詳細である。また声音についての指摘も見逃せない。ただし声については『袋草紙』にも故実に関わる記事が存するから、事は定家のみに限らないのではあるが、定家の一連のテキストの中で眺めると、或る特有の意味を看取しうる。それは約言すれば、当座に発せられるべき〈声〉への集注を、強く求める姿勢の現れであろう。ここで先引の隆房をめぐる言辞を想起したい。隆房の通世してのち、所々の会では表向き隆房の妙なる声音を耳にすることもなくなり「無詠吟之興」と定家は記している。右の言を裏返して読めば、一旦書かれたことばが講ぜられることによって聴覚的な広がりの中で再生する時の感興を、定家じしんその都度確かめつつ詠吟に聴き入っていたことを伝えるものに他なるまい。このように披講の場でひとり傾聴する定家の像の中に〈私性〉の強い現れを読み取りたいと思う。⁽²⁵⁾

6 テキストの成立時期

述べたような〈私性〉は執筆時における定家の状況とどのように結び合っているのだろうか。

各テキストの成立時期は必ずしも明らかでない。内部に手懸りを求めると、例えば建保六年八月十三日中殿御会和歌の端作例を載せる『書様』甲・丙、嘉禄三年三月廿日公経亭影供の例を含む同乙はそれぞれ成

立の上限を画しうる。また秀能を「左衛門尉藤原秀能」と表示している『次第』A・B・Dは、秀能の出家以前（大むね承久の乱以前）の成立と見做されよう。ただし確たる徴証は乏しくいずれも時期を微細に確定するには至らない。

中において『次第』Dは先述の如く幾分絞りうるかと思われる。『次第』Cの場合はより一層限定しうるのではなからうか。

Cの奥書（翻刻参照）に見える「羽林枯木」の署名に注目したい。近衛の司の枯木という定家の自称は他にも用例を見出しうる。「承元三年春上旬」と年記のある『万物部類倭歌抄』奥書の署名がそれである。この署名の趣意は、左の如く説明される通りであるに相違ない。

承元三年（一二〇九）三月は、定家四十八歳で、左中将に転じて八年目にあたり、左少将に任ぜられてから二十年に達するのであり、「羽林枯木」と署した意義も首肯せられる。⁽²⁶⁾

この「羽林枯木」を目安として絞れば『次第』Cもまた『万物部類倭歌抄』と同様に承元三年前後、しかも同四年正月二十一日中将を辞す以前に成立時を限ってよいであろう。ところで既に知られている定家自筆の詩懐紙にも「羽林枯木殘榮」の署名が見られる。⁽²⁷⁾此の「初冬宿大原草庵書懷」と題された詩に表現された気分を重ねると、承元後半頃の定家の心的状況は一層ある色相いを帯びてくる。「羽林枯木」から想像される心的状況と『次第』Cの如き作法をめぐるテキストの著録とが定家の中で如何に連繫していたのかという問いは誠に興味深いものがある。

いま少し時期の問題に引きつけて考えてみたい。当該テキスト全てを等し並みに扱えないにせよ、その一部は承元後半頃に成立したと想定できるとすれば、何故この時期に執筆されたのかという問いが自ずと湧いてくる。右の問いを把握するためには、定家の故実への関渉を、承元頃の文化史的な状況に照らして眺める必要もある。そうした広い視野を今私は持ち合わせていないが、定家の周辺から強いて緒口を求めてみよう。

定家じしん、承元から程無い建保年間頃を広く道々の作法・所作における一つのvariety目、あるいは新儀出来の時期と把えていたらしいことは、建保年中初新儀出来之条、時儀依_レ驚_レ目、為_二事准_レ抛_二所_一注_二加_一也

（『願註密勘』⁽²⁸⁾）

などの言説から窺える。こうした時代認識は定家の故実をめぐる「近代批判」——例えば『明月記』から幾らも拾える——の姿勢と深く結び合っている。勿論、公家文化中の故実につき「近代」の様を批判する態度は今に始まったことではなく、また定家特有のものでもないが、特に承元前後の風に対する一定の思念が定家の認識の中に存したことは認められるのではなからうか。ともあれテキスト成立時期頃の定家の時代認識——文化的あるいは制度的な規範や故実をめぐる——とテキスト筆録の動機とを折り合いのつく形で説明してみる課題があるであろう。近時いわゆる建保期の和歌史的状況の分析は精細さの度を深めつつあるが、定家の場合についても「建保期」を更に細かく分けて、〈承元期の定家〉の如き視野のもとでの検討がなされてよく、ここでとり上げつつある問

題もそうした吟味に深く参与することになると思われる。

7 波及する問題

当該テキストの実体をやや見定めうることによって、これらと定家論にかかわる周辺の資料との関係如何という問題も派生してくる。いま三つの書との関係に絞って略述してみたい。

第一は『下官集』との関連である。問題点の一つは『下官集』の本文の問題にかかわる。先に検討した『和歌愚僻抄』所載の「下官集」相当本文と、定家自筆本の姿を留めている故に最も信頼すべき「僻案」と端書きされた本文との間には、幾分か異同が存する(『和歌愚僻抄』の実状については後掲翻刻参照)。異同の中から一例として巻末の一文を両者対比して示せば、

已上先人下官存之他人不同心

(「僻案」本)⁽³⁰⁾

已上一身存之更無用人

(「愚僻抄」本)

愚僻抄本は「先人」の語を欠いている他、「下官集」の呼称の所以ともなる「下官」の表現も異っている(ただし「先人」「下官」の語は他の箇所に見える。それらの語が愚僻抄本にあって全て消失しているという際やかな差異が認められる訳ではないが)。無視できない異同としてよいのではなからうか。論じた通り『和歌愚僻抄』を定家の所為に引き寄せて把え、かつその資料的価値を無下に斥けないとすれば、右の本文異同の一端に基づい

て、やや性急ながら次のような諸点を考えうると思う。

(イ)「下官集」には「僻案」本の他に定家じしんの手に成るヴァリアントがなお存したのではないか。

(ロ)定家は「下官集」を唯一度のみ著録・染筆したと考える必要はない。

(ハ)従って「下官集」の呼称も大野晋の提唱する「僻案」——この端書き

は、例えば「愚僻抄」本には見えないゆえ——のみに限らなくともよ

い(ただし「下官集」の名称が適切であるか否かは依然として問題となる)。

『下官集』の書誌自体の問題とは別に敢えて付言すれば、『下官集』を定家の仮名遣論書として分析吟味しうることは言うまでもないが、一連のテキスト群と連環するものとして『和歌愚僻抄』の如き形態と内容の書を位置づけ、かつその中に包み込まれている「下官集」部分を読み直すとき、当の仮名遣説も本来、詠出された和歌を書記するための書式・書法の説と一体一具のものとして執筆されていたのであり、テキストの内部には定家の強い私的原則が明確に自覚されつつ示されているという側面を改めて重視したい。言換えれば下官集に歌人定家の〈私性〉を更に積極的に読み込みたいと思うのである。

次に関連して問われる書として、定家の日記とは別の歌論書(あるいは歌学書)「明月記」がある。『毎月抄』に「家風にそなへんために」⁽³¹⁾「草しをきて侍る」という此の書の実体は周知のように定かでなく、後代の歌論書類には、定家自ら作法等を書き記したらしい書としてこれを理解する言説も見られる。⁽³³⁾

行なった範囲でのテキスト批判に立脚して言えば、当該資料の中から「明月記」の名称や内実にかかわる記載を見出すことはできない。定家の筆録になる一連のテキストそのものと「明月記」なる書とが直接、結びつくことはなく、言わば不在証明を得ることができ。従って在りうべき「明月記」は定家の『書様』系列『次第』系列の現存するテキスト群とは別の領域に想定されなければなるまい。「明月記」の実体は依然として不明であり、その姿は未だ伝承の中に在るままである。

複雑な成立過程を辿ったと思われる『愚秘抄』の成立問題にも事は波及する。同抄(鶴末)の巻末辺りに見える書式や作法に関する記載は定家のテキストのそれと関連は薄く、本文上別種のものと思倣せる(いまその検証を省略する)。直接の依拠資料となっていないのではなからうか。例えば室町末期、冷泉為和の改編本などが出現しえたのも為和の手に由緒正しき定家のテキストが伝存していた故であつたであろう。これに反して『愚秘抄』を編成するに際して編者である擬似一他家(あるいは複数)は、定家真作の作法法類を直接参酌してテキストの信憑性を高からしめるという道を選びえなかつたという事情を想定すべきかも知れない。

8 位置づけ——〈書式史〉と〈作法史〉

以上の論述を踏まえて、次にややテキストから距離を置き、また目録を伸ばして、和歌史の文脈の中で、定家による書式の書、作法の書のもつ意義や、それらを位置づけるための視野について考えてみたい。そもそも『書様』をも含む書式の書では、和歌を如何に作り書くかと

いう問いが形式や方式の次元で詮義されている。そこに見られる思考の様態は、視野を開いて眺めれば、西欧で云うヘトリックの領域におけるそれと結び合うはずである。無論、文芸や思想における彼此の思考形態の構造的な差異を認めない訳には行かないが、いま広く人間の観念を表現するための手法の一つとしてヘトリックを把えるならば、検討してきた「書式の書」とは、レトリックがことばを書き記すための技術として極めて形式化されたものと位置づけられよう⁽³⁴⁾。

そうした彼地の用語法を心に留めておいて、此地の対象を眺めると、中世、書くことの技術に関する書が量質ともに多彩に存在したことに改めて注意される。和歌における書式の書、史学の側からの言及もある『書札』や『雑筆要集』、主として国語学や教育史の資料として把えられてきた往来物などが或る文化史的な広がりの中に存しており、これらを統一的に把握する視点は必然的に要請されるであろう。

こうした視点にも留意しつつ、より和歌史に即して言えば、差し当り書式をめぐる史的展開すなわち〈書式史〉の流れを想定することができ。書式史を書式の書に沿って辿ると、数多の書式の書の出現した中世から近世へ受け継がれ、近代への過渡期を経て当代に至るまで、⁽³⁶⁾時々の歴史性を帯びつつ脈流を保っている。そうした書式史の中の〈中世〉に位置する、既に見たテキスト群の相貌について改めて考えてみるべきであらう。

一方、作法の問題は、これも視野を開いて眺めると、広く文化現象の中に於ける身体動作を伴った表現行為——海彼の概念に云うヘパフォーマンス

ンス）——の問題として理解される。和歌における作法とは、詩的言語表現が生成・享受される場での所作・身振りを伴う言語運用を重視して、独特の細微に亘る規範の世界を築いたものに他なるまい。特に日本中世の種々の〈芸道〉にあっては、こうした身体的表現行為の運用が尊重され、かつ高次元の様式化⁽³⁸⁾を遂げたこと——例えば茶道に見られる如く——は周知の通りである。

右のように〈作法〉の問題性を一旦広く眺め渡しておいて、ここでもまた、より和歌史に即して〈作法史〉という一つの展望を立ててみたい。作法史における中世は、院政期以来の歌学の富を継承しつつ、零細ながらも独立した一連の次第の書をテキストとして書き記することによって〈作法〉の意義を確認したと評することのできる定家らに始まり、遠く『和歌会式』⁽³⁹⁾などの書も伝存している本居宣長のあたりにまで及ぶと見られる。この間夥しい量の次第の書が製作・享受されているのである。

以上のような展望を設定した上で、改めて〈書式史〉〈作法史〉における『書様』『次第』そしてそれらに滲み出ている定家の思惟像の位置を問い直すことが可能となる。

すぐさま提起されるのは書誌をめぐる問題であろう。テキストの様態を大むね把ええたことよって、前節で検討した「波及する問題」と同様に、『書様』『次第』の記載の影響を直接受けているものとそうでないものとを振り分けながら定家の書の位置を見定めることが或る程度可能である。

そうした書誌の問題もさることながら、特に問うべきは、右に述べた定家の書と定家の認識自体の位置である。結論を急げば、それらは〈書式史〉〈作法史〉における中世前期の位置に立つものとして把えられるであろう。中世後期の姿とは自ずと異なっている。次に、そうした〈中世前期〉の様相はどのような徴しを帯びているのかにつき少し敷衍してみたい。

〈書式史〉についてみると、例えば、先にも触れた『次第』乙巻末の、為家の言説を伝えると目される「戸部禅門口伝云」に、

又云、一首哥ハみな三行三字、家説也

の文辞を見出しうる。定家における〈家説〉概念の用法は既述の通り極めて限定的であった。それに対して、右に云う、一首の和歌を懐紙に三行三字の配置で認めるのが「家説」だとする説は、厳密に言えば概念内容の拡張であり、定家の用語法からの逸脱である。為家において既定の認識上の変容が窺われるのである。無論定家として書式をめぐる故実・習わし・規範に深く相渉っていたのであるが、為家の右の言説の中に、当の規範が次第に制度化されて行く過程を読み取りうると思う。

〈作法史〉の場合についても同様に見通しを描くことができる。例えば、和歌詠作が一つの嗜みとなり学ぶべきもの（或いはまねぶべきもの）⁽⁴⁰⁾となつて、和歌作法自体武家の故実の中へも吸収されて行く段階——中世後期——の姿と、定家の段階のそれとは各々別様の歴史性を担っている。また定家の指向は、例えば茶道に見られるような、ものとしての道具や茶室・茶庭の空間に媒介されながら作法が著しく観念化されて行く

方向とも異っている。中世前期の定家にあつては、のちに顕著となる作法の儀礼化や作法の審美化とは異なる趣きが存したと考えねばなるまい。では、定家のもとにあつたものとは何であろうか。

定家の段階には、外の状況でみると、定家じしん属していた場に或る特有の気分が存したようだ。例えば定家は『次第』Eで、後鳥羽院歌壇における「女房哥」の披講の作法に触れて次のように記している。

被出女房哥、時人之哥読畢自簾中出之或置扇、或以同講師令讀之、或他人進讀之、時儀不定、院常御会只自事不始之前、地下哥女房哥取具、近習之輩持參置之、依無此作法也

院の常の御会では、女房の歌は地下の歌と区別されず事前に一緒に取り揃えられたという。引用の最初にある通り、女房歌を提出する際、時儀により一定はしないものの或る作法が存するのであるが、後鳥羽院仙洞の常の会では此の作法が無く、従つて当の習わしも踏襲されなかつたというのである。右の記載の中に、「近習之輩」によって主導される院歌壇の常の折には、作法において、旧来の型に必ずしも規定されない或る種の自由な、しかも院歌壇の共同性に特有の風儀(42)が——勿論それはいかなる「自由さ」であつたのか。また当の風儀に定家じしんの程度和解していたかなどの詮索は必要であるが——一つの側面として存していたことを読み取りうる。

翻つて定家の内の状況についてみよう。例えば「下官集」の記載にしばしば現れていたように、書式の型について、俊成説を承けながらも惣じて当の型は一面で私的あるいは個的な方式に過ぎないとする意識が定

家の中には濃厚である。作法の場合も同様に、それを単に形骸化された言語運用の次元でのみ沙汰するのでなく、むしろ言語表現の個的な営為と密接に結びつけて把える意識が明確であつたと推察される。先に、そうした意識を「私性」と呼び、講ぜられる声と声音にひとり傾聴する定家の中にその現れを読みとつた。更に次の記載を追加してもよい。

又雖読謬再不可讀直

定家は講師に、読誤るとも再度読み直してはならぬ、従つて先ず能くなく下読みし歌の心を領解してのち声を出すべし、と求めている。この種の心掛けもまた旧くよりの仕来り或いは故実の如きものであつたのかも知れないが、当の習いを記述し、殊更注意を喚起している姿勢の中に、表現行為の一回性と、披講されることによりその都度もたらされる聴覚上の深甚な表現効果とを、詩の命とも自らの根柢とも見做す意識を窺いうるのではなからうか。

惣じて定家は、共同性を基盤として催行される歌会・歌合の時間の進行の細部に密着しながら『次第』の諸テキストを記述しているのであるが、それら記述されたものの奥に、共同の場に連なる意思と共に、定家じしんの私の個人的な心が伏在しているのだと考へたい。(43)この個的な心とそれを凝視める心こそは定家の「内の状況」の核心にあるものだと思われる。さて述べたような外と内との状況が共々統括されていた地点に「書式史」〈作法史〉における定家の位置は存在しえた。そしてこれらを繋ぎ留めていた紐帯が緩んだとき、定家のもとにあつて充溢していたものは徐ろに変容し、やがて「書式史」〈作法史〉における「中世」もまたそ

の前期から次の時期へと変転して行くのだと考えたい。

〈註〉

- (1) 久保田淳「別本『和歌秘抄』(和歌書様)について」『中世文学』17 一九七二・五 『新古今歌人の研究』(一九七三 東京大学出版会) 所収。
- (2) 井上宗雄『中世歌壇史の研究 南北朝期』一九六五 明治書院(一九八七改訂新版)。同、室町前期 一九六一 風間書房(一九八四 改訂版) 同、室町後期 一九七二 明治書院。
- (3) 武井和人「飛鳥井家歌学書類札記——室町歌学史私稿——」『リポート 笠間』24 一九八三・一〇。同「一首懐紙書式雑纂」『埼玉大学紀要(人文科学篇)』33 一九八四・一一。同「一首懐紙書式雑纂・補訂」『研究と資料』15 一九八六・七。
- (4) 川平「冷泉為和改編本『和歌会次第』について——〈家説〉のゆくえ——」『跡見学園女子大学国文学科報』12 一九八四・三。
- (5) 註2。伝本整理については特に南北朝期参照。
- (6) 註2、南北朝期71頁。
- (7) 大野 晋「藤原定家の仮名遣について」『国語学』72 一九六八・三。下官集の一本(為相本)として紹介。
- (8) 「題簽に「和哥作法」とある。原本は墨付二十丁の粘綴装。奥書に「本云以家本具書写校合了 最可秘見者也右近少将藤原朝臣為相自判」とあり、末尾に「正平十二年六月十九日書写」とある。奥書当時の原本と見られる。」
- (9) 別掲伝本IV図に合写されている。井上註2南北朝期改訂新版92頁95頁に紹介。為相の事蹟としての位置づけについても右を参照。
- (10) 前右大臣歌、便蔵人置加之、此公詠上相国と書、有姓、人々曰、唐名不可然など申、誠非普通歌、但又有何事哉

(順徳院御記) 承久元年正月二十七日条

書唐名、内々事、頗宿徳事歟、公継公、前右大臣「之」時、上柱国ト書(正二位唐名云々) 時人不甘心、公宴ハ不可然、但、彼公ナドハ有何事一平、内々私所ナドハ不可可有其憚一

(八雲御抄) 二・作法部(「精撰本」、日本歌学大系・別卷三)

(11) 置白紙作法

題目并位署許ヲ書テ諸人歌置レ之後置レ之逐電。不レ居講席之座云々。雖達者一臨レ時古今有ニ如レ此事一。……凡得レ名人ハ中々ノ事云出ヨリハ遁避一ノ事也。

小沢正夫・後藤重郎・島津忠夫・樋口芳麻呂『袋草紙注釈』上下(一九七四・一九七六 塙書房) に拠る。

(12) 抑置白紙ニハ題目、位階、官職名皆書テ、歌許ヲ不レ書、置テ逐電也。……不堪人ハ不可然。近日愁連ニ卅一字、還懐レ恥、尤見苦事也。近代不レ書テ位署題、只退下多。有レ恐事也。不レ詠者須レ用白紙作法。中山内府ハ家中興遊酒宴ナドノ次ニハ、毎度ニ上句ヲ、古歌ヲ書テトひし人も見出らるゝと毎度ニ書。尤々優にやさしき事也。誠ニ可足。中々見苦新歌、左道事歟。……花見御幸、通季卿題ニ恋歌ヲ出ス。又八十鳥ニ、実教モ令レ書。家隆モ出。是非レ恥。優事也。(八雲御抄) 二・作法部

(13) 仮りに当該テキストを論述した通りに扱うことが許されるなら、(e)の一段は次のように読解されると思う。すなわち基俊は、白紙を置く行為を故実と認めた上で、その作法の内容を、「詠字」を書かず「名字題」のみ書いて歌の部分は空けておくものだと理解していた。此の作法は「極秘事」であり、基俊は「瑠人」に許されるが「末座」の者がこれを行なってはならないと教えた。俊成は基俊説を受容しながらも、歌人としての自己の採るべき態度とは一線を画して、此の作法を厳しく斥けた。以上の事情を承知しつつ定家は「亡父命」を『次第』に引用し、一方愚僻抄にも追記した、というように。ただし此の段の元になった「或記」とは何か、また此の段末尾の「此外大事等多有云、別紙注之」をも定家の言辭として良いか否か等の疑問が残る。

(14) 『袋草紙』を抄出した書(『十訓抄』とも関わる)として注意されるものに珍書同好会本『和歌会作法』(家隆編とも伝える。註11掲出書、下・解題)第五章「影響と研究史」で内閣文庫本に拠り論及されている。他の写本については井上註2南北朝期参照)がある。(d)はそれとも別個のもの。

(15) その際、巻末に見える、
本云

治承二年五月八日書之

- は注意される(三康図書館本では『袋草紙』抄出の直後「一或記云」の直前に在り、高松宮本では「或記云」の後に位置し、かつ線に依り抹消されている)。治承二年は定家一七歳、愚僻抄の一連のテキストが定家の手を経ているとすれば、青年期定家の所為ということになり、興趣は増す。大野註7はそのように解する。ただし右の奥書を定家じしんの書写奥書であると即座に断じえない。定家以前に存した本奥書ともとれよう。俊成没後の成立と考えざるをえない「下官集」に合写されていること、更に奥書の表示に(右記の如く)不安定な点が見られることを考慮して、本抄の成立時期については存疑としておきたい。
- (16) 久保田淳『訳注藤原定家全歌集』下「補遺」四九九・四六〇・四六〇一。
- (17) 久保田淳「藤原家隆作歌年次考」『藤原家隆集とその研究』(一九六八三 弥井書店) 参照。
- (18) 承久の乱後の催しの中で、何故この折のみ例示されたのか(あたかも承久以前の諸例と対比されている形である)、このみ複数の出詠者の例が掲げられたのは何故かは問われて良い。或いは『書様』乙の成立事情に関係しているのであろうか。
- (19) 武井、註3「一首懐紙書式雑纂・補訂」参照。
- (20) Ⅲ類本の流伝に注意すべきか。述べたようにⅢは為家の手を経ていると推定されるが、一方Ⅱに為家自筆本のあったことは㊦(翻刻参照)その他の奥書から知られる。諸伝本から得られる徴証に基づくと、為家は四類の内Ⅱ・Ⅲの二類について自ら筆を執り書写あるいは加筆したことになる。
- (21) 川平、註4。秋永一枝「やまとうた」と「やまとうり」(『国文学研究』87 一九八五・一〇)は国語学の立場から(b)の問題に言及している。(b)について付言すると、『次第』諸伝本に見える当該部分の声点は伝本により揺れがある。勘案すると両説の相違は「移点者」によって多くやまとうた(家説)やまとうた(清輔「清輔家」説)の如く認識されていたと思われる。定家自ら声点を付していた可能性は高いが、『次第』A・Bの善本に見えないのはやや不審である。
- (22) 本文は㊦に拠る。*は同本脱落か。同系統の他本により補う。
- (23) 隆房、維盛、雅賢、朗詠し、今様など歌ひ、おもしろかりければ、……眺方になる程に、隆房、維盛、雅賢など、朗詠、催馬楽、今様、とり／＼に歌ひて、明るるなごりををしみつゝ……(久松潜一・久保田淳校注『建礼門院右京大夫集 付平家公達草紙』岩波文庫 一九七八 岩波書店)
- 承元三年十一月七日、殷富門女房、於ニ安井殿、百日御舍利講結日ニ、有りニ管弦^{フキヤ}。……大納言入道隆房、召ニ上近久・近真、打物有ニ御感^{カミ}。其後慶忠僧都、読経。次入道殿朗詠。(『教訓抄』巻拾。植木行宣校「教訓抄」林屋辰三郎『古代中世芸術論』日本思想大系23 一九七三 岩波書店)
- (24) 右に云う「硯宮蓋等書」とは、「次置文蓋、本式ハ硯宮蓋也」(『次第』c)「置文蓋^{主人之前、多}」(同D)に見えるところと重なるであろう。会の場の用具などの細部につき記した(定家の)テキストも別途に在り冷泉家に伝存していたことを云うのであろうか。
- (25) 詩的韻律に対して方法的な自覚をもっていたと考えられる定家の内部で、〈声〉に集注し耳を澄ます態度と、作品の中に〈声〉を表現する行為とがどのように統括されていたのか更に考えてみたい。赤羽淑『藤原定家の歌風』(一九八五 桜楓社) 参照。
- (26) 久曾神昇『日本歌学大系』別巻三「解題」一九七二 風間書房。
- (27) 冷泉為臣編『藤原定家全歌集』「拾遺愚草貞外之外」一九四〇 文明社(一九七四 復刻版 国書刊行会)。飯島春敬『書道辞典』「藤原定家」項(一九七五 東京堂出版)。春名好重『古筆辞典』「藤原定家詩懐紙」項(一九八五 淡交社)。久保田、註16。
- (28) この気分は広く定家の個的世界に漂うものとも解されるがここでは殊に時期を重視したい。
- (29) 春下・七七の密勘・追註。『日本歌学大系』別巻五、一九八一 風間書房。
- (30) 京都大学文学部文科閲覧室蔵『定家卿書式』(国文学・wg・4 橋本進吉蔵本写)に拠る。
- (31) 大野、註7。
- (32) 「下官集」は仮名遣書ではなく作法書と見做すべきだと主張するのではもとよりない。下官集の書誌については別途に考えたい。
- (33) 例えば今川了俊『言塵集』第七の「会の作法とて明月記に委く被作たる

を御口伝を可得也」(日本古典全集本)。また荒木尚『今川了俊の研究』(一九七
七 笠間書院) 紹介の「了俊懷紙式」(穂久邇文庫蔵「了俊口伝」)にも次のよう
に見える(引用は荒木に拠る)。

飛鳥井家には二行五字に書と承及し也。了俊は定家の流を申へし。たゞし、
定家の流も今は三方にわかれたり。懷紙も哥の姿も以の外に替りたる也。風
雅集の御百首の時、為定公陰卿為秀三人ながら百首の認やう替る也。ふしん
此事と沙汰ありき。御百首など常の人不可詠候間故実も無益なれとも、事
次にかたはし申也。但為秀卿はさして家の作法明月記といふものに手をと
て教たるまゝに用られしかば、定家卿の誤はしり侍らす、違め侍らしと存
也。

右の一条は荒木の言及している岡山大学附属図書館蔵池田家文庫本『倭調
会式』所収「和歌会作法」(別掲Ⅲ回と合写されている)にも見える。岡山大
本は「了俊懷紙式」同様「明德三年八月廿五日 今川伊与守三代作者了俊」の
奥書(その後に正徳三年の書写奥書あり)を持つが分量は少い。「了俊懷紙式」と
の比較を成しえていないゆえ確言できないが、或いは同書の抄出本か。(な
お「了俊歌学書」の抄出ではない。)いま先引傍線部分に対応する岡山大本の本文
を左記する。

但為秀卿正敷家の日記会の作法に明月記と云物に手をとてをしへられ
たるまゝに用られしかば、定家卿のあやまりハしり侍らす、ちかひめ侍
る本ノマゝ存候也

(34) 西欧中世の文芸や思想を考えると修辭・修辭学が至極重要な側面であ
ることについてはE・R・クルツイウスの古典的著作『ヨーロッパ文学とラ
テン中世』(南大路振一・岸本通夫・中村善也訳 一九七一・みすず書房)がある。例
えばJ・J・マフィーは西欧中世のレトリックの諸領域を三分類し、説教
の技術としての *ars praedicandi* 作詩法 (*ars poetica*) を含む諸種の *ars*
grammatica と共に、書簡・文書作製の技術としての *ars dictaminis* を挙
げている。ジェイムズ・J・マフィー『中世レトリック書三種』(一九七四
カリフォルニア大学出版) 序論。他に同『中世におけるレトリック』(一九七四
同上) 参照。採り上げた書式の書は、後掲の「書くことの技術に関する書」
どもと同様 *ars dictaminis* に近接するかも知れない。もとより右の分類を

範型と仰いで此地の対象に準用する必要はないが、その理論に学びつつ独自
の構想を試みる必要はあろう。

(35) 「十五・六世紀になりますと、備中国の百姓の書いた申状と、若狭国の
百姓の書いた申状が大体同じような様式、同じような文体で書かれるようにな
ってきます。『書札札』や『雑筆要集』のような文書の作成用例が以前から
ありますが、百姓の世界の中にまでこういう書物がある程度ひろがったと
考えないと、この現象は理解できません。」(網野善彦の発言) 林屋辰三郎他『中
世の都市と民衆』一九七六 新人物往来社。

(36) 松浦詮編『懷紙書式』(一九〇二 青山堂書房)の序に次の如く見える。
懷紙に歌かくことふるくより其式さたまりたれと、維新の大御世何こと
も改まる時にあひて、端作の書様などむかしのまゝにてはいかゝなるこ
ともあれば、過し年新に御会詠進の書式ハ改定められけり、されと前後
のあき、杳冠などまてはくはしくも示されず、人ノこのころノに書
けるまゝ稀には位置のよからぬも見ゆるかあかぬここのせらるれば、
おほけなきわさなから我家に伝へし入木の伝書、又諸家の説あるハ古人
の真蹟につきて考へ試に親王家以下の会にかくへき端作をものし、其書
法は諸説を参考して書あつめ、ついでに詠草短尺色紙などの書式をもの
せて世のうた人達に見せむとすといふ

明治三十四年十二月 御歌所参候 松浦詮

書式の説の再編成が試みられているとしてよいであろう。

(37) 歌会始に関する次の新聞記事が目止まった。「今年の応募総数は……
二万九千三百六十八首……二千八百六十七首が失格、選考の対象となったの
は二万六千五百一首だった」『毎日新聞』一九八六・一二・二四朝刊。多数
の「失格」の理由は何がしか書式の規範と関わるのであろうか。

(38) その極北に「死の作法」としての切腹がある。左を参照。
軍記物語の作家たちは……もう少しあとになると、手引書が書かれ、模範
的な切腹の事例が解説され、まるで修辭学の本か何かのように切腹のいろ
いろな形象(フィギュール)のカタログが作られる。

(モリス・パンゲ(竹内信夫訳)『自死の日本史』一九八六 筑摩書房)。

(39) 書式の記載も組入れられている。鈴屋の式とされ、本居宣長記念館に二

本伝存（国文学研究資料館蔵マイクロフィルムに拠る）。活字本（一九二三 奥付、著者「未詳」発行人「小野新吉」内題「和歌会式 木居翁説」）もある。資料の信憑性に疑問は残るが、宣長における中世、を考えるよすがとなるか。

(40) 小沢富夫校『家訓』講談社学術文庫（一九八五 講談社）より抄出する。

たゞ心を花月にしめて、世間の常なき色をくはんじて、こゝろを細くもち物の哀をしりて、こゝろざしをうるはしくせしかば、能も才も人にすぐれて、やさしきかたより此の道の名をとり侍りき。……たしなむべし。

〔竹馬抄〕斯波義将正平五（1350）―応永一七（1410）

一、歌道の事無器用共形の如くもしるべき也。予御前にて当座の御会ありし御座敷を立籠られて、座を立たずして題をさぐり人に問はずして自力によめと仰出されし、予除夜と云題を取りたりし。題の心いかにも知らずして赤面しけるを、能阿氣色を見、紙のきれに題の心、歌のよみ様など書てそと懐へ入りたりしを見て、心得て当座の恥をかくしたりし。是を思ふにいかにも覚悟す可き事也。此道は道よりも芸を専にせよと先人申たりし。唯作を心にかくべきと也。常々人と寄合ん時（は）も徒事を謂んよりも、いひ捨などをもして口付く可き也。但、右に云がごとく、弓馬の二を聞て是のみにかゝらん事は然る可からず。自余之に准ず。歌道は両道の外の第一に心得可き也。

〔伊勢貞親教訓〕伊勢貞親応永二四（1417）―文明五（1569）

一、歌道なき人は、無手に賤き事なり。学ぶべし。常の出言に慎み有べし。一言にても人の胸中知らるゝ者也。

〔早雲寺殿廿一箇条〕北条早雲永享四（1433）―永正一六（1519）

一、第六ニ連歌。歌道ハ諸道ヲ知り、諸道ハ一道ヲ知ル、ト云ヘリ。其ノ故ハ天地ヒラケハジマリシヨリ、後生善所ノ事、神祇仏説マデ、有リトアラユル事歌道ニ有リ。イタラヌマデモナゲクベシ。年ヨリテ、独居テ心ヲナグサメ、行カデ名所ヲ知り、目ニ見ヌ鬼神ヲヤハラグルモ歌道也。有リガタキ事也。

〔多胡辰敬家訓〕多胡辰敬延徳二（1490）―永禄五（1562）

一、歌道嗜むべき事。歌に云く、数ならぬ心の咎になしはてじしらせでこそは身をも恨みぬ

〔武田信繁家訓〕武田信繁大永五（1525）―水禄四（1581）

〔詩を作、歌を誦候事停止たり〕〔加藤清正掟書〕に代表される以後の展開

は別途の問題を含む。

(41) 井上宗雄、註2、室町後期。二木謙一『中世武家儀礼の研究』（一九八五 吉川弘文館）参照。

(42) 笠松宏至『法と言葉の中世史』『中世の「傍輩」』（平凡社選書86 一九八四 平凡社）参照。

(43) 大岡信『うたげと孤心——大和歌篇』（一九七八 集英社）の鮮明な展望参照。なお菊地仁「歌合」〈歌会〉の場』（『国文学』一九八七・六）参照。

〈付記〉

小論は和歌文学会東京例会（一九八七・一・一七 早稲田大学）における口頭発表をもとに稿を成したものである。

発表の折、井上宗雄・久保田淳両氏より教示を受けた。井上氏は『釈奠次第』を例示して、定家の種々の故実に対する深い関心を理解するために、どのような展望がありうるかを質された。論者としては、調査しえた資料に基づき本稿で述べたところ以上の見通しを持ち合わせていない。伝本の多い『次将装束抄』はじめ零細な資料に至るまでの定家著録になる故実書類（定家編ならずとも定家が書写し同時に書入れを施した例も含まれよう）を個々に検討すべきこと、それらを集積して故実に寄せる定家の飽くなき意思の形を捉えてみるべきこと、各故実書への関与がその時々定家の歌人的営為と如何に連環していたかを検討すべきこと、故実書類の中に「思惟像」を読み込みうるのだとすれば、当然ながら、〈定家論〉のためには文学的著作はもとより、非文学的・非和歌的著作を含む、定家によって書かれたものを全て参与せしめなければならないであろうこと、などの諸点を思うが更に考えたい。

久保田氏は、中世以来の冷泉家が断片的なものに至るまで定家著作を保存してきたことの意味、論者の言う承元期頃の定家に、故実書編録に赴かせる状況があったかも知れぬことを指摘、更に、定家が和歌の書式や作法に関心を深める媒介となったものがあつたはずであり、その契機として兼実・良経らのもとの故実の詮義が在したのではないかとし、関連して再吟味してみるべき資料として良経・兼実間の勘返状（東京国立博物館蔵書状、ならびに『集古浪華帖』採録書状）を示された。より精細な調査・分析を求める御指摘であり、更に検討し

たいと思う。

また後刻、松野陽一氏より俊成の故実をめぐる説との関連につき、山本一氏より承元期の慈円の動向との関連につき、それぞれ御指摘を得た。与えられた

示唆を本稿中に生かし得たとは言いがたい。更に考えたいと思う。諸氏の多くの御教示に対して深謝申し上げる。

付録Ⅰ 『和歌書様』『和歌会次第』伝本一覧ならびに伝本流传経路図

〈伝本一覧〉

I類

- ①天理図書館蔵(911・2・イ・25)
- ②京都大学附属図書館蔵(平松・第7門・ワ・2)
- ③静嘉堂文庫蔵(104・15・18430)
- ④内閣文庫蔵(202・47)
- ⑤内閣文庫蔵(202・48)
- ⑥京都大学文学部史学閲覧室蔵(国史・さ9・59)
- ⑦宮内庁書陵部蔵(210・701)
- ⑧宮内庁書陵部蔵(伏・174)
- ⑨文化庁蔵高松宮旧蔵(ほ・三・220・3)
- ⑩宮内庁書陵部蔵(伏・98)
- ⑪日本歌学大系本
- ⑫宮内庁書陵部(210・742)

Ⅱ類

- ⑬天理図書館蔵(911・2・イ・29)
- ⑭静嘉堂文庫蔵(83・5・15519)
- ⑮東京大学史料編纂所蔵(4131・60)

- 一軸。外題「和歌書様等」、庭田重経写、長享二年(1488)～延徳二年(1490)の間の写。
- 一軸。江戸初期写。
- 一冊。外題「和歌書様」、江戸初期写、屋代弘賢写(目録に依る)、松井本。
- 一冊。外題「和歌書様」、江戸写。
- 一冊。外題「和歌書様」、壺井義知(享保二十年(1735)没)写カ。
- 一冊。外題「和歌書様」、江戸中期写。
- 一冊。外題「定家卿蘇我次第」、定家卿函に合写、明治一七年写。
- 「後宇多院勅撰口傳」等と合写、後に⑩を合写、扉題「定家卿懷紙書様秘書并会之次第等」、江戸写。
- 一冊。外題「和歌会次第」、写真による。
- 一冊。室町末期写。
- 底本は久曾昇氏蔵本、『日本歌学大系』第三卷(新版)所収。
- 一冊。江戸中期写。

- 一軸。外題「和歌会次第」、寛政九年(1797)梨木(鴨)祐為写。
- 一冊。外題「定家卿和歌書様并会次第」「神代六首和歌鈔」を合写、江戸末期写。
- 一冊。外題「定家卿和歌書様并会次第」「蘇我六篇」を合写、江戸末期写。

⑩宮内庁書陵部蔵 (353・128)

⑪井上宗雄氏蔵

Ⅲ類

⑫宮内庁書陵部蔵 (伏・174)

⑬岡山大学附属図書館蔵池田家文庫本 (P・911・222)

⑭東京大学文学部国文学研究室蔵 (中世11・2・17)

⑮彰考館蔵 (已18・07512)

⑯熊本大学附属図書館蔵北岡文庫本 (午廿六一二印)

⑰大阪府立中之島図書館蔵 (石224.2・9)

Ⅳ類

⑱大東急記念文庫蔵 (41・3・1・2989)

⑲宮内庁書陵部蔵 (210・701)

⑳京都大学附属図書館蔵 (4・22・テ・3)

㉑三康図書館蔵 (5・1673)

一冊。外題「京極黄門 定家卿和哥書様并会次第」、天明四年(1784)写。

一冊。「(和歌条々)」を合写、外題「和歌会次第」。江戸中期写。

目録題「和歌書留」、⑩に合写、同本の項参照。

一冊。外題「倭調会式」、後に「和歌会席作法」・「和歌会作法」・「(和歌条々)」を合写、享保二一年(1736)土肥経平写。

一帖。江戸初期写、久保田、註1に翻刻。国文学研究資料館蔵マイクロフィルムを参照。

一冊。外題「歌会式」、「冷泉家秘傳」に合写、江戸初期写。

一冊。外題「和歌書様并講師事」『北岡文庫蔵書解説目録』(一九六一)参照。

一冊。外題「書和歌法例」、江戸中期写、石崎文庫本。

一帖。外題「和歌会次第」、室町末期写(奥書に云う永禄十年(1567)の写カ)。

一冊。前に⑰を合写、同本の項参照。

一冊。外題「定家和歌会次第」、江戸中期写。

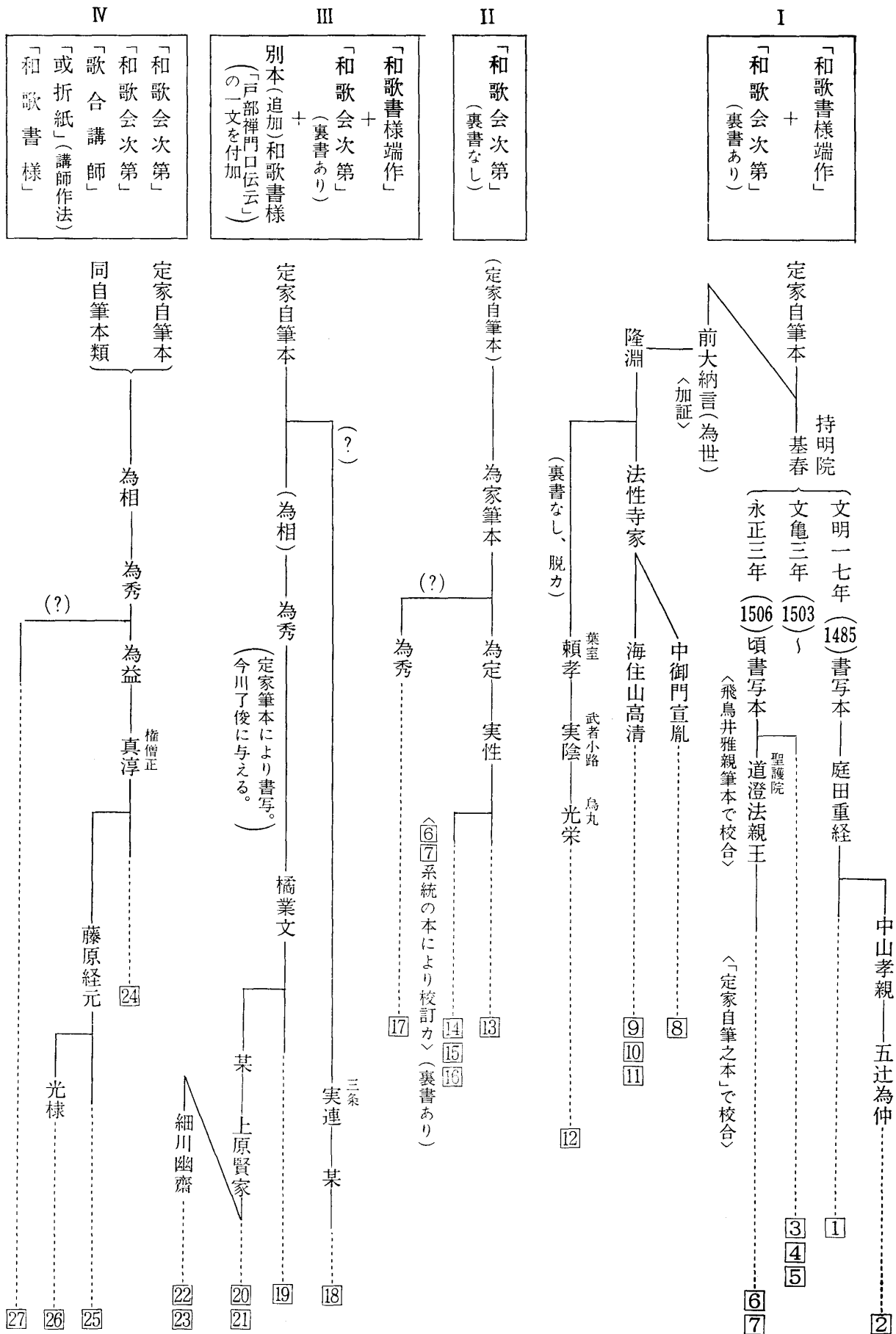
一冊。外題「和歌会次第」、「(和歌愚僻抄)」を合写、江戸中期写。

・未見 柏崎市立図書館蔵「和歌書様」(井上、註2、室町後期参照)

・『玉英堂稀覯本書目』170(一九八六・九)掲出本は(書肆の解説と写真によると)Ⅳの一本カ。

〈伝本流伝経路図〉

本文と奥書類とにより推定しうる箇所を図示する。一々の奥書の字句を詮索することは控える。それらはほぼ井上宗雄の歌壇史の叙述に位置づけられているからである。



付録Ⅱ 本文翻刻・校異

I～IVの各級の代表的な伝本ならびに『和歌愚僻抄』の本文を翻刻する。論及した『書様』『次第』の各種、すなわち定家自ら物したと考えられるテキストを集成しておく。

翻刻に際しては、各底本の字体（特にいわゆる旧漢字・異体字）、書写型式（特に改行・字高・空白）をなるべく元のまま保存するように努めたい。丁の移りを註する他、必要に応じて私註を括弧内に記す。翻刻の後に、校異を付す。校異を示すに当っては、異文を生じている箇所を採り上げるが、表記上注意されるものをも加える。ただし返り点・送り仮名・ミセケチ・校異・朱記・合点・闕字等の異同は無視した。

I類 (底本) 天理大学附属天理図書館蔵『和歌書様』九一一・二一

イ・二五)

底本は卷子本一軸。縦二八・二cmの用紙七紙を継ぐ。題簽に「和歌書様等藤原定家著庭田重経筆」とある。右の所伝ならびに巻末の註記を信ずれば、書写奥書に見える重経の官位表記から、重経が従四位下に叙せられた長享二年（一四八八）四月一七日以降、右中將に任ぜられた延徳二年（一四九〇）四月一七日以前の間の書写となる。室町後期を下らない写本と思われる。『弘文莊待買古書目』七所掲本は此の本か。一部虫損があつて判断しかねる箇所は近しい関係にある②で補った（「」中に記す）。校合本として上記②の他③⑥⑨を選んだ。

〈天理大学附属天理図書館本翻刻第三八一号〉

1 表書云 和哥書様并講師事

2 和歌書様 端作

中殿

秋夜侍 宴同詠池月久明

應 製和歌

参議正三位行民部卿兼伊豫權守藤原朝臣定家上

三行三字

3 秋日侍 太上皇仙洞同詠百首應

製和詞

從四位上行左近衛權少將兼安藝權介臣藤原朝臣定家上

春二十首

4 内々常御會之時不書太上皇仙洞之字

春日同詠々々應 製和哥

位署同前

后宮 建久五年八月

秋夜同詠月契秋久應 令和歌

左近衛權少將藤原定家

文治三年二月内大臣家 自余如此 春日同詠庭梅久芳應 教和歌

6 主人異姓人書姓 侍從定家

治承二年三月 賀茂社會 春日陪 賀茂社寶前同詠三首和哥

侍從從五位下藤原朝臣定家

霞

7 黄門重將 参法輪寺通昭廣隆寺木給 秋日遊法輪寺同詠秋山日暮和歌 9

10 左近權中將定家

11 私山寺會必每人書姓

和哥會次第

兼日預題之人裝束隨催參其所

和哥清書懷中殊加用意不可落

主人出客亭公卿已下着座

依主人命諸大夫置文基主人前敷講師立切

燈基

奉行人催之¹³

哥人自下藤任位次參進置哥¹⁴

以左右手取哥右手取本頰橫持
左手聊加末¹⁵

若有長押所昇長押跪頰膝行更披哥聊¹⁶

見之卷之取直以文下
向後前指置文基上頰逆行立¹⁷¹⁸

退歸

膝行以後更披見哥之由雖有古傳參嚴重¹⁹

御前更披見之儀依可背時儀略而不用此

說只取直置之

各置哥訖主人氣色讀師當座第二人多勤之頗寄座取和²⁰²¹

哥召寄可然人近代稱
下讀師令重和哥其人次第重之²²²³

且奉讀師今一首生卷
重置之取之披之置文基以下向
主人有二題²⁴²⁵

之時先披一題之哥

觸讀師之後召講師近代豫内々告之

恒例用五位内裏院中多有四位勤仕之例²⁶

講師參進雖有殿上所於講師者必持笏衣冠之時多略之
不持雖束帶又不持非臣難但可依人如升官備者²⁷²⁸

不持雖束帶又不持非臣難但可依人如升官備者

尤可持予為中少得之時大略每度勤仕不把笏²⁹

束帶之時昇長押頰膝行着指貫之時雖

略猶頰遠座漸可坐寄歟不正坐圓座

上懸片膝雖不正坐不可遠坐為慥見

文字也見文字之時頻不可伏仰

うつふき號額突講師見苦云々頰³⁰

不頻動讀和哥之時先一首を見³¹³²³³³⁴

訖天得歌心之後可出音也一句ツ〔キリ〕コエ切音ニ〔讀上之讀〕³⁵³⁶³⁷

師以下同音詠吟和歌之間無懈緩之氣色〔而候笏〕³⁸

正笏古儀每人三反詠之近代下藤哥不過一〔反〕³⁹

讀師被置次哥之後又先見其哥訖〔之〕後如前⁴⁰

讀上之每哥題如前讀之由雖有說略而不讀⁴¹

題讀様

あきの夜おなしくいけの月ひさしく〔あきら〕⁴²

かなりといへることをよめるやまとうた

詠字 よむ様説々多

亡父之説雖有説とよめると讀可用之

清輔朝臣 なかむると讀不用他説⁴³

又説あいせる江師以之為宜云々三説也皆非失〔錯〕
其例互存習一説之人以他處失礼⁴⁴⁴⁵

やまとうた 家説⁴⁶

やまとうた 清輔朝臣説云々⁴⁷

讀人名事 御前儀⁴⁷

六位官姓名

⁴⁸左衛門尉藤原秀能

五位官名

⁴⁹左兵衛佐具親

四位名朝臣 講師自哥只名字許讀之
哥(右傍記)

有家朝臣 通具朝臣

三位以上官姓朝臣 有兼官之人讀兼官無兼官人讀本官⁵⁰⁵¹

⁵²左近中將源朝臣 右衛門督藤原朝臣

參議藤原朝臣 從三位藤原朝臣

右大將藤原朝臣

うちのおゝいまうちきみ

ひたんのおゝいまうちきみ 兩大臣被候座之時
まうちきみヲハ微音
まうちきみヲハ微音
まうちきみヲハ微音⁵³

權僧正 准之而讀之⁵⁴

題有二之時先次第讀一題了

讀師推披之後又讀題 讀作者如前

依別仰皆可讀之由被仰之時非此限雖三首〔五〕

首一度讀了

歌讀上訖即念起座退 殊念立故實也

公宴又同之臣下哥讀了早速起座

御製講師依他人勤也

⁵⁵内々御會依別仰猶可讀御製之由有御氣色〔之〕⁵⁶

時非此限同祖候讀師取臣下哥被置御製之時

讀之

題 といへることをよませたまへるやまと

うた

大臣家

五位名朝臣 四位 右近少將ノ朝臣 左中弁朝臣
前但馬守朝臣 前修理權大夫朝臣⁵⁷⁵⁸

公卿 正三位 前宮内卿 侍從宰相
宰相中將 權中納言

有序者之時召辨漢字者爲講師先讀序說⁵⁹

人々詠句と訖之後詠和哥也⁶⁰

置白紙之作法有注置人云々亡父命云詠哥接

人數之輩不論善惡何不書出哉遂不詠出而

及闕如ハ急逐電可正出仕何及置白紙之故實哉⁶¹⁶²⁶³⁶⁴

不足言事也 止⁶⁵

歌合講師 一番ひたりと讀又右と讀

一番ノ左と讀人有之所不習知也

晴哥合左右有講師云々未勤仕之

建仁元年雖有左右講師各不及別作法歟

一首哥不論 公私三行三字書之宜歟⁶⁶

二首哥常說⁶⁷

詠隔夜郭公和歌

官名

五 七
五 七
七

或又

詠二首和哥

契不遇戀

官名⁶⁸

と郭公

五 七

と戀

七 七

三首哥

詠三首和歌

官名

題

五 七 五

七 七

題

四五首以上多題續二枚書之⁶⁹

此一紙寫本裏ニアリ眞筆

ヲ透テ寫之畢

此一者以京極黃門定家卿眞筆書寫之

蓋愛野鷺與惡家鷄古今晋風流也豫爲

備後昆彝範親用其眞翰而不違字形摸

之了熟顧塗亂鴉於紙窓者乎王逸少有

蘭亭帖得傳者少也末々木梅花後人臨之者

皆贗本也嗚呼可慕而已

文明十七春二月日 從四位下左近衛權少將藤原基春

以左少將本書寫之尤可秘之

從四位下右近衛權少將源重經

(別筆)
庭田殿

校異

1 ヲノ註②③⑥⑨ナシ 2 中殿―③ナシ 3 院御所(肩註)②⑨、仙洞

(肩註)③ 4 常―⑨ナシ 5 太上―侍太上②③⑥ 6 コノ一行⑥ナシ

7 寺―②③⑥⑨ナシ 8 給―行②③⑥⑨ 9 付小序(細註)②③⑥⑨

10 近―近衛③⑥ 11 書―不書③⑨ 12 講師―講師円座②③⑥⑨ 13

奉行人―奉行③ 14 哥―哥事③⑥ 15 横―横ニ③⑥ 16 衣冠布衣之時(膝

行ノ後ニ細註)②③⑥⑨ 17 文―文臺③、文臺定家卿目筆臺字無之 18 指―

招② 19 嚴重―嚴重之③ 20 主人氣色―觸主人氣色示③ 21 寄座―坐

寄②③⑥⑨ 22 可然人―可然之人②③⑥⑨ 23 シタ(傍訓)②⑨ 24 其

―③ナシ 25 文臺―臺⑥ 26 勤仕―勤② 27 所―之所②③⑥⑨、時③

28 略之―略②③⑥⑨ 29 之―③ナシ 30 ヲカツキ(傍訓)②③⑨、

カクトツ(右訓) 31 不―不可②⑥⑨ 32 頻―③ナシ 33 之―③ナシ

スカツキ(左訓) 34 一―③ナシ 35 天―テハ⑨ 36 心―必② 37 キリコエ(傍訓)②③⑥

⑨ 38 緩―怠⑨ 39 之―③⑥ナシ 40 又―③ナシ 41 ト―③⑥ナシ

42 詠—③ナシ 43 三説—上説⑥ 44 之人—也⑨ 45 處—所③⑥ 46 (声

点) やまとうた／やまとうた②、やまとうた／やまとうた③、やま
うた／やまとうた⑥ 47 御前儀—御前之儀③、⑥ナシ 48 (傍訓) ③ナ
シ、サエモンノ⑨ 49 兵衛—衛門⑨ 50 之—③ナシ 51 人—之人⑨、

人ハ⑥ 52 近—近衛③⑥ 53 ラハ—ラ③ 54 了—⑥ナシ 55 内—内
之③ 56 依—⑨ナシ 57 守—守の③ 58 權—③⑥ナシ 59 訖—説
也—③⑥ナシ 61 不説—⑨ナシ 62 書—可⑨ 63 遂—逐⑨ 64 ハ—歎

③⑥ 65 之—③⑥ナシ 66 此一紙裏書也透寫云々(細註)③、本ニ云此
一番裏書也透シ寫之(頭註)⑥、此一段ハ重書也本ハ卷物也(本行)⑨

67 哥—③⑥ナシ 68 官名—③ナシ、⑥以下「三首哥」ノ例マデナシ
69 三首哥—③ナシ 70 コノ一行③ナシ

II類 (底本⑩ 天理大学附属天理図書館蔵『和歌會次第』九一一・二

・イ・二九)

底本は卷子本一軸。縦二八・二cmの用紙六紙を継ぐ。題簽に「和歌會次第
藤原定家著 梨木祐為模写」とある。⑮⑰と校合する。⑮東京大学史料編纂所蔵本は前に『書
様』を合写しているが、その冒頭頭書に「別本」とある通り、他系統本により
取り合わせたと推定される。更に別途の本による校合の痕も見られるが、本文
自体はII類『次第』Bと認定される。⑰井上宗雄氏蔵本は「康永三年三月六日
書之 藤為秀在判」の奥書をもつ点で注意される。ただし本文は所々欠脱する
上、特に後半部を大きく欠いている。抄出本あるいはII類ならざる本とも考え
うるが、本文の細部の特徴から右の考えは斥けられねばならない。

〔天理大学 天理図書館本翻刻第三八一号〕

和歌會次第

兼日預題之人裝束隨催參其所和哥清書中殊加用意不可落

主人出客亭公卿以下着座

依主人命諸大夫置文臺主人前敷講師圓座立切

燈臺

奉行人催之

歌人自下臈任位次參進置哥

以左右手取哥右手取本頤コサマ横
左手取加末

若有長押所懸膝昇長押ヒサマツク 跪1衣冠布衣之時候2 頗膝行更披

哥聊見之卷之取直以文下指置文臺上4

頗逆行立退歸但膝行以後更披見哥之由

雖有古傳參嚴重御前更披見之儀依可背

時儀略而不用此説只取直シツク置之

各置哥訖主人氣色讀師6、頗坐寄7當坐第二人8

取和哥召寄可然之人近代稱下讀師令重和哥其

人次第重之且奉讀師10、取之披之置文

臺以下向主人有二題之時先披一題之哥

今一首年 卷籠置之

觸讀師之後召讀師講近代豫内、告之12

恒例用五位 内裏院中多有四位勤仕之例

講師參進13雖有殿上之所於講師者、持笏衣冠之時多略14必

不持雖束帶又不持非巨難、但可依人如弁官15

儒者尤可持予為中少將之時大略每度勤仕16

束帶之時昇長押頗膝行着指貫之時雖17

略猶頗遠坐漸可坐寄歎不正坐圓座上18
膝片

雖不正坐不可遠坐為慥見文字也見文字之21

時頻不可休仰22
(ママ、「伏」ノ誤写カ)
此二字不分明
類案講師見苦云々
23
頸不可頻動

讀和哥之時先一首見訖天得哥心之後此字不分

可出音也一句ツ、切音尔讀上之

讀師以下同音詠吟和哥之間無懈緩之氣25

色而候把笏之人古儀每人三反詠之近代下正笏

薦哥不過一反

讀師被置次第之後又先見其哥訖之26

後如前讀上之每哥題如前と讀之由雖有一説略而不讀2829

題讀様

あきの夜おなしくいけの月ひさしく

あきらかなりといへることをよめるやまとうた

詠字よむ様説と多

亡父之説雖有説とよめると讀可用之30

清輔朝臣 なかむると讀不用他說

又説ゑいせる江帥以之為宜云々三説也皆非失
此字不分
錯其例互存習一説之人以他處失礼

やまとうた 家説 前金吾基徳説也32

やまとうた 清輔朝臣説云々

讀人名事 御前儀

六位官姓名

左衛門尉藤原秀能

五位官名

左兵衛佐具親或名二字云々

四位名朝臣

有家朝臣 通具朝臣講師自哥以名字許3334
讀之無朝臣35

三位以上官姓朝臣有兼官之人讀兼官無兼官人
讀本官

左近中將源朝臣 右衛門督藤原朝臣

參議藤原朝臣 從三位藤原朝臣

右大將藤原朝臣

うちのおゝいまうちきみ

ひたんのおゝいまうちきみ阿大臣被候座之時内左
字讀之36
まうちきみをハ微音
きこえぬ程ニ讀37

權僧正准之而讀之38

題有二之時先次第讀一題了39

讀師推披之後又讀題 讀作者如前40

依別仰皆可讀之由被仰之時非此限雖三首

五首一度讀之

歌讀上訖即急起座退殊急立故實也41
42

公宴大略如此臣下哥讀了早速起座43

御製 講師依他人勤也

内く御會依別仰猶可讀御製之由有44

御氣色之時非此限同衽候讀師取哥45
46

臣下哥被置御製之時讀之
題といへることをよませたまへるやまとうた
大臣家 比詞非高聲

五位名朝臣 四位 右近少將の朝臣 左中弁朝臣 前但馬守朝臣 前修理權大夫朝臣

公卿 正三位 前宮内卿 侍從宰相 宰相中將 權中納言

有序者之時召寄漢字者爲講師先讀 49 召升

序訖人々詠句と詠之後詠和哥也

講師進參之後主人氣色公卿已下近

進坐 有音之人同 音詠之

置白紙之作法有。置人云亡父命云詠

哥接人數之輩不論善惡何不詠出哉

遂不詠出而及闕如者急逐電可止出仕何

及置白紙之故實哉不足言事也

事訖之後各復本座主人入御之後退出 本ノマ、

哥合講師一番ひたりと讀又右と讀一番

の左と讀人有之所不習知也

晴哥合左右有講師云々未勤仕之

建仁元年雖有左右講師各不及別作法歟

各如不存

元亨四年十月六日以中院入道殿自筆

之本書寫校合了

武衛大將軍藤(花押)

嘉曆三年三月十五日自黃門相傳之

可秘々

權少僧都實性(花押)

這一卷或人持來之時

令書寫所也

于時寛政九年五月四日

祐(花押)

校異

- 1 頗—ナシ 2 (傍註)膝ノ後ニ「行略之」アリ四、コノ註四ナシ
- 3 指—ナシ 4 上—ナシ 5 但—以下「置之」マデノ四一字四
- ナシ 6 ミ—ナシ、可然人勤之(傍記)四 7 坐—進四 8 (細註)四ナシ 9 以下細註ノ「下講師」マデ四ナシ 10 ミ—令四 11 以下細註ノ「置之」マデ四ナシ 12 告—差四 13 以下「所」マデ六字
- 四ナシ 14 者—ナシ 15 略—略文四 16 豫—予四 17 雖略猶—ナシ
- シ 18 坐—進四 19 上—ナシ 20 (細註)—ナシ 21 也見—ナシ
- シ 22 休—俯四 23 (傍訓)ヌカ四 24 頸—頭四 25 以下三行四ナシ
- 26 次第—次歌四 27 訖—牀四 28 と—ナシ 29 一說—說四 30 之
- 也四 31 (声点)やまとうた／やまとうた四 32 基—某四 33 哥—
- 筆四 34 以—只四 35 許—計四 36 之—ナシ 37 内左字—内ノ大ノ
- 急—ナシ 38 コノ一行四ナシ 39 了—也四 40 又—ナシ 41 急—忽四 42
- 急—忽四 43 公宴—公宴又四 44 以下三行四ナシ 45 柱候—伺候四

III類 (底本) 宮内庁書陵部藏『和歌書留』所收本 伏・一七四)

底本は縦二八・一cm横一九・七cmの袋綴一冊。表紙は鳥の子紙、布目摺渋刷毛目。同上部に合綴書の書名を直書きする。すなわち「後宇多院勅撰口傳」(定家)「懐紙秘書并會席之作法」(戸部補)「和歌書様」(定家)「通守記」(戸部補)「文臺事私記」を列記。六丁表扉に「定家卿懐紙書様秘書付會之次第等」と記したあと、最初にI類本の本文を載せ(七丁表一四丁表)、次いで当該本文を載せる(一五丁表二二丁裏)。一部に「榮雅説」などの書入・勘註が見られる。熊本大学附属図書館蔵北岡文庫本(細川幽齋の署名あり)との校異を後掲する。底本冒頭の「和歌書様」の部の本文は②などの本が「同前之事」と見て省いた以前の形態とも考えられるから、強いて他系統本と比較せず、誤写と推定される箇所のみ私註を付しておく。

和歌書様 端作

中殿

秋ノ夜ヨ待(侍)宴同詠ニ池月久明

スルセイニ 和歌 同説
應レ製 ヤマトウタ

參議正三位行民部卿兼伊豫權守臣藤原朝臣定家上

三行三字

秋日侍ノ太上皇仙洞詠百首應 製和哥

從四位上行左近衛權少將兼安藝權介臣藤原朝臣定家上

春廿首

内々常御會之時不書侍太上皇仙洞字
春日同詠くくく應 製和哥

位署同前」(一五オ)

46哥一棄 47コレ以降 48右一左 49召寄一召。辨

后宮久イ建仁五年八月
和夜同詠月契焮久應 令和哥

左近權少將藤原定家

文治三年二月内大臣家自余如此
春日同詠庭梅久芳應 教和歌

侍從定家

主人異姓人書也(姓)

春日陪 賀茂社寶前同詠三首和哥

侍從と五位下藤原朝臣定家

秋日遊法輪寺同詠秋山日暮和哥付小序

私山寺會必每人書姓左近權中將定家」(一五ウ)

正治百首高一尺四分 端五寸二分
秋日侍太上皇仙洞同詠百首

應 製和哥

從四位上行左近衛權少將兼安藝權介臣藤原朝臣定家上

正治二十一年廿八當座和哥
詠雪中識竹倭哥

左近衛權少將藤原定家

建仁元四年影供當座
夏夜同詠竹風夜涼應

製和哥

正四位下行左近衛權少將臣藤原朝臣定家上

哥二行七字

詠竹風夜涼應」(一六オ)

製和哥

釋阿上

建仁元七廿七和哥所當座
秋夜同詠暮山遠鴈

應 製和哥

4 正四位行左近衛權少將藤原朝臣定家上

6 哥二行七字

7 詠暮山遠鴈和哥

釋阿上

8 哥二行七字

9 和哥所會 高一尺一寸端四寸五分

初春同詠三首應

製和哥

位署同前 講師(一六ウ)

11 同年三廿二三三軒

春日同詠六首應 製和哥

位署同前 講師

12 哥二行

同日當座御會
詠暮春和哥

13 左近權少將藤原定家 講師

15 哥三行三字

16 八月十五夜詠三首應 製和哥高一尺二分 端三寸

17 正四位下行左近衛權少將藤原朝臣定家上

同年當座

九月十三夜侍

太上皇水無瀨院詠三首應 製和哥 位署同前(一七ウ)

ゆくみつもしからみか

けて秋の夜ハみなせかは

やは月もよとまん

夏夜詠二首應 製和哥

位署同前

20 月 郷夏月云々

春の花をうらみしかけのはを

しけみ月もうつろふよの

ほとそなき

詠秋月和詞五首和尚以下如此撰政殿初字 置秋月和哥

22 建仁三八十五夜

23 左近權中將藤原定家(一七ウ)

25 和哥當座(ママ)

冬日侍 太上皇仙洞賀入道

三品九十算應製和哥

26 正四位下行左近衛權中將兼美濃介藤原朝臣定家上

賀屏風十二首和哥

左近衛權中將藤原朝臣定家27

彼屏風哥 女房宮内卿檀紙二枚引返書之

封之丹後讀檀紙三枚書之哥間廣置之書

一枚二行

夏日詠二首應 製和哥

正四位下行左近衛權中將藤原朝臣とと上（一八才）

八月十五夜翫月應

製和哥

正四位下行左近衛權中將兼美濃介藤原定家上

元久三正十一33

早春同詠庭花春久應高一尺一寸六分 端五寸二分

製和哥

位署同前

秋夜侍鳥羽仙洞同詠庭上御製之外用 普通檀紙

月應 製和哥

同前（一八ウ）

初春同詠春松契 齡

應 製和哥高一尺一寸四分 端四寸

講師

正四位下行左近衛中將藤原朝臣定家上

承元二四四

夏日同詠三首應 製和哥高一尺一寸五分 端四寸二分

同前

建保元七十七

初秋陪 松尾社檀同詠三首高一尺一寸七分 端四寸四分

從三位行侍從藤原朝臣とと

松尾社哥合

建保二九三當座

暮秋同詠二首應 製倭歌高一尺一寸二分 端四寸五分

參議從三位行侍從藤原朝臣とと上（一九才）

曉山

哥二行

夜戀

たまほこやさゝわけしあさに

ぬれまさるいくよのつゆ

にそてはくちなん

秋夜侍

太上皇仙洞詠月契多秋

應 製和哥

參議從三位行侍從藤原朝臣とと上

哥三行 三字（一九ウ）

初夏守庚申同詠五首應 製和歌

建保五十四御庚申和哥會 參議正三位行治部卿兼伊與權守藤原朝臣とと上

春夜 夏曉 秋朝 冬夕 久戀

哥二行

嘉祿三年三月廿日一條影供 讀師右兵衛督 講師長政

春日同詠三首和哥

前太政大臣53と

竹間霞

池邊藤

寄松祝

同

右大將54と(二〇オ)

詠三首和哥

民部卿定家

春日同三首55

参議爲家

詠三首56

正三位家隆

春日同詠三首と

左中將貞有実歌

詠竹間霞と

法印行寛

詠三首と

前備後守倍實57

詠竹間霞と

前但馬守家長

同

右近少將頼氏

春日同詠三首と

前老岐守永光

同

散位橘知仲上

同

能登橋長政(二〇ウ)

58 同 為法中間可為詠三首歌當時各如比
春日同有之同アル事如何不審但本ノマ、沙彌如願上

春日同詠竹間霞應 教和哥

從五位下行左衛門少尉中原朝臣行兼上59

春同詠三首 正六位上行左衛門少尉中原朝臣友景上60

戸部禪門口傳云

おとこの哥十首までハ三行三字二歌 七歌 三行三字 不審なりにかくもつねの

事それよりおほくなりぬれハ二行にもかき三枚にも(二一オ)

つきてかくかよきなり三行かく哥おほからハミ三行ナレハ二行七字也

なかけともすゑの料紙すくなきにハ二行に渡

にはかくもくるしからず

女房の哥ハうすやうにてもたんしにても一かさねに61

十首なくハおもてに六首うらに四首かくも62 63

あれともうらに五首かきたるもくるしからず

又云64 一首哥ハみな三行三字家説也行家

卿一品經の哥二行七字にかけり隆博朝臣三

行三字にかけりたゝ三行にかける人もあり

本云此一帖以三條宰相中將殿実通 前内府公保公御息御本令

書寫畢 長祿二年十月日(享ノ誤カ)

校異

1 ココニ「又別本云 同前之事少と略之」トアリ 2 コノ肩註ナシ

3 コノ一行ナシ 4 正四位―正四位下 5 定家―、 6 哥―ナシ

7 遠―ナシ 8 哥―ナシ 9 和哥所會―ナシ 10 コノ註一行ナシ 11

同年三廿二―同三月廿三 12 哥―ナシ 13 近―近衛 14 定家―、

15 哥―ナシ 16 (肩註)建仁二 17 行―ナシ 18 臣ナシ 19 定家―、

、 20 郷―人、 21 字置―學如本 直 22 八―八月 23 近―近衛 24 定家―

、 25 コノ肩註ナシ 26 定家―と、 27 定家―、 28 讀―續 29

- 二一六 30(肩註) 建仁三月日 31(肩註) 元久元八當座 32 定家一、
- 33「十一」ノ下ニ「高陽院」 34 二分三分 35(肩註) 建永元 36 之
- 一ナシ 37 普通一普通之 38 同前一位置同前 39 中將一中將臣 40 定
- 家一、 41 同前一位置同前 42 三首一三首和哥 43 コノ一行ナシ
- 44 コノ肩註ナシ 45 哥一ナシ 46 侍従一ナシ 47 哥一ナシ 48 御庚申
- 和哥會一ナシ 49 權守一權守臣 50 哥一ナシ 51 廿一卅 52 讀一講讀歌
- 53 コノ一ナシ 54 コノ一ナシ 55 三首一三首、 56 三首一三首、
- 57 倍實一信實 58 コノ細註ナシ 59 行一ナシ 60 春同詠三首一春日同
- 詠三首和哥 61 たんしにて一ナシ 62 なくハ一ならば 63 かくも一
- かけとて 64 一首哥一一首のうた

IV類

(底本) 京都大学附属図書館蔵『定家和歌會次第』 四・二二

・テ・三)

〔掲載許可「京大図閲覧 第六二二四一號」

底本は縦二七・五cm横一九・四cmの袋綴一冊。朽葉色の鳥の子の表紙。同左上の題簽は後補。本文墨付一五丁。朱合点あり。IV類で最も優れているのは図であろう。次善の本ながら図を底本とし、図を参照した。

定家卿

和歌會次第(扉)

和歌會次第 夜儀 家説 1

先掌燈高燈在座上主人之左 講師右程也

兼存知之シテ如此可所為歎改切燈臺之時其打敷ヲ強

不動爲用也座席爲廣博者座末之程又雖兩脚

相計便宜之所可立之歎但公卿已下可然 人許歎

次人ノ參集着座於下處者置和歌之 便ニ追々可着也

次置文臺

本式ハ硯莒蓋也3あふけてこれをく又普通文臺歟 皆向主人

敷圓座(ニオ)

改切燈臺撤高燈臺共打敷上置之立イ

次置和歌自下讀次第置之其儀右手ニ本ヲ取左手聊上ニ

加テ上ヲ少シ左方ニスチカヘテ卷終ヲ外ニシテ乳ノ程ニ

當テ持之然シテ文臺下ニ進寄テ突左右膝本ノ右手ヲ上ノ左 手ノ所ヘ寄テ乍諸手置之向本於主人 置終不背座上可退

公宴儀雖大臣自座下進テ膝行シテ置之自餘内ニ儀每事 可有斟酌歎皆置畢後主人觸氣色於讀師

次讀師移着召下讀師

次召講師其詞講師まいれ

參進之後主人觸氣色於哥人木爲詠吟可進寄之由也

此講師之參進雖分前後大略同時也或講師進テ居圓座之

程讀師和哥ホヲ搔取召下讀師(ニウ)

讀師作法

蒙主人之氣色移座文臺ニ進テハ頭 可居上也取和哥木即硯蓋を

うつふしに反テ置之召下讀師11とくと進寄天先取下臈

懷昏與讀師とと取之蓋ノ甲上コウ緇テ令讀之此昏14有

折天讓讀師退座了為詠吟堪能 被召止可留讀師所重之哥15ヲ

下より袂取テ令讀之也若有二三首ハ先端許ヲ緇テ

奥ヲハ可巻隠也

哥一巡令讀了テ乍在文臺中ヨリ押折取端上へ返テ近來

雖五六首繙一紙於一度令讀也此兩様只可任主人之心者歟(二オ)

重次第

先殿上人 次僧綱 次三位 次大納言

次大臣 次女房兒尼准之

讀師作法 晴儀取笏 本式或不取 有例

應召進寄文臺可進居 能為見哥也專不居圓座懸片膝逃座下之22 23

足常者右足 可逃之強ニくゝまらず大略直居テ可令讀之假令

春日同ク松に寄ルいはひといふ微音ことをよめるやまと

うた人名ハ不可入聞氣色許也哥ハ句と切聲ニ讀上

題ハ初許讀之後くニハ名許也若五六首之時序有ハ(二ウ)

書連タルマ、ニ讀テ序ヲ講テ後又題ヲ讀テ可讀和歌(二ウ)

也無序ハ初題ハカリニいふことをハ可讀也後と者名許讀25

テ遇不逢戀寄神祇祝ト許ヲ可讀也

惣題ヲハ可訓讀也雖然閑居ナトハ訓ニ讀テキ、ニクキモ

アリ可計歟

懷紙ニ勿觸手縱雖ニ卷返不_レ見自不可直也26可任讀師之

所行又雖讀謬再不可讀直先能く下讀ラシテ歌ノ心

ヲ得テ後ニ可出音也講畢不待詠聲早起座可退也28

清輔家ニハやまと₂₉うた₃₀云々

又詠字ヲなかむといふ

又ゑいすといふ(三オ)

三說也

今ノ様ハ基俊之說也31

讀様

公宴

六位官姓名 五位官名 四位名朝臣 三位官姓朝臣 兼官人讀兼官 自名不加朝臣 無官人從三位藤原、

大臣家

六位官姓名 五位名朝臣 四位官朝臣 三位已上從三位 參議

權大納言又公卿只前宮内卿ト可讀也(三ウ)

34 本云

先年受庭訓說今所注之也深禁外見而已

是京極中納言入道殿御與書也

羽林枯木判(四オ、同ウ白紙)

和歌會次第 後年又被注置之 中納言入道殿御筆

兼日預題之人裝束隨催參其所和歌清書懷中殊

加用意不可落又不可萎損有衣冠之催者着其裝束

古人所甘心也近代人多着非分束帶漸雖爲常事況

末座之人不可然辨少納言上薦近衛次將等強無難歟

文治内大臣家會皇后宮權亮公衡朝臣衣冠催者着直衣

是臨時處分禁色人也

大將家方將 權中將權少將ト書也主人出客亭公卿已下着座 公卿催大略又同 奉行告此由

大臣已下可然公卿 兼在其座依主人命諸大夫置文臺主人之前多 用硯蓋又敷講師

圓座立切燈臺(五才)

多徹37本高燈臺其打敷上立之

歌人奉行人自下薦任位次參進置哥以左右手取哥催之

右手取本頗橫持之左手聊加末

若有長押所懸膝長押跪頗膝行衣冠布衣之時先昇膝行略之

長押之後跪尙頗啞寄歟更披哥聊見之卷之取直

以文下指置文臺上頗逆行立退歸膝行以後更披見之由

雖有口傳

往年庭訓云嚴重御前近參進更披見之儀末座之者

頗有片腹痛之氣只取直置之穩便歟仍文治建久

略此事訖39他人多守或有披見之人至于仙洞連と御會(五ウ)

者皆同不披見還成恐故也

各置哥訖主人觸氣色於讀師と頗啞寄當座第二人

隨所便或起座移坐讀師不敷門座讀師取哥折返文臺蓋打

置之召寄可然之人41近代近稱令重和哥并知位次次第且42

奉讀師と取之披之置文臺上以下向主人有二題之時先披

端題之哥與題卷殘不披觸讀師之後召講師近代儀恒例用

五位內裏院中多有四位勤例

講師參進

雖有殿上之所於講師者必把笏衣冠之時多畧為歟

不持雖束帶又略之非巨難但可依人辨官儒者尤(六オ)

可持之予爲四位中少將之時院御會大畧每度依

仰勤之不把笏

束帶之時昇長押頗膝行着奴袴之時雖畧猶頗遠

坐漸可坐寄歟不正啞圓座上懸片歟雖不正啞不可遠座

爲慥見文字也見之間頗不伏44額突講師見苦云

頸不可頻動讀和哥之時先一首ヲ見解訖得哥心之

後可出音一句ツ、切音ニ讀上其句ヲツ、ケテ讀上不可

然事也講師ハ哥ニ不触手也讀師已下同音詠吟哥之間無懈

怠之氣色不搖動頸以下身軀把笏人候古儀每人三反47

詠之近代下薦哥不過一返讀師被置次哥之後又先(六ウ)

見其歌訖之後如前讀上之每哥題如前讀之由

51あきのよおなしくいけの月ひさしくあきらかなりといへる

事をよめるやまとうた

詠字讀様説52

亡父之説雖有説とよめると讀可用之53清輔なかむると

讀用之

此由先年申法性寺殿云々仍文治三年二月定隆辨講師54

受亡父之説よめると讀彼御記失禮之由有之云々後年55

聞之是家説也58

又説59いせる江帥以之為宣云々三説也其例互存之由亡父(七オ)

やまとうた60

やまとうた

やまとうた清輔之説是又互不加難

讀人名事⁶¹御前儀禁中雖宮御方用之歟

六位官姓名 左衛門尉藤原秀能

五位官名 左兵衛佐具親或說名二字

四位名朝臣 有家朝臣通具

自名不加朝臣

三位以上官姓朝臣有兼官人讀兼官 左近中將藤原

朝臣 右衛門督藤原63 式部大輔藤原64 參議65 從三位

66 右大將藤原朝臣67(七ウ)

うちのおほいまうちきみ

ひたんのおほいまうちきみ

兩大臣被候之時うちのおほいまうち君ひたんのおほい

まうちきみの字68微音ニきこえぬ程に相計

權僧正准之讀之

題有二之時先次第讀一題畢讀師推披之後又讀題讀

作者如前畧儀常御會皆可讀之由被仰之時非此限雖三

首五首一度讀之哥讀上了即念起座退殊念立故実也公宴70

大畧如此臣下哥讀了早速起座

御製講師依仰人勤之内と御會依別仰尚可讀 御製之(八オ)

由有御氣色之時非此限猶桓候讀師被弃臣下哥被

置御製之時讀之

題といへる事をよませ給へるやまとうた此詞非高聲

大臣家 親王家准之(朱)

五位名朝臣 四位右近少將の朝臣 右中辨の朝臣 前但馬

守のゝ前修理大夫73

公卿 正三位 前宮内卿 侍從 宰相 權中納言

有序之時召下辨漢字者爲講師先讀序訖人

詠句了之後讀和哥也序者不論位次敢前置

哥也(八ウ)

建久后宮御會序者

中納言任位次被置哥75

講師進參之後主人召所上首觸氣色公卿已下近進寄本ノマ、

無言人少々或召殿上人權其道講師讀上之後同音詠之留本座

大納言隆房卿通世已後事訖各復本座主人入御之後退出(九オ、同ウ白紙)

所々和哥會無詠吟之興77

謂合講師近代製儀一卷ニ書 左右無講師

一番ひたりとよむ也或人一番の左とよむ不可然事也

晴哥合左右有講師之儀具在記依不見事不注之78

建仁元年三月晦日撰哥和合雖有其講師之作法讀様各

如不存非尋常之儀被出女房哥時人之哥讀畢自簾79

中出之或宮蓋 或置扇或以同講師令讀之或他人進讀之時80

儀不定院常御會只自事不始之前地下哥女房哥

取具近習之輩持參置之依無此作法也(二〇オ、同ウ白紙)

或折紙 ⁸¹ 是又中納言入道殿御筆

講師作法

取劣 ^{本式或不取} 專不居圓座 ^{懸片膝} 句と切聲ニ讀上 ^{逃右足}

まつのおひたのつるといふ事をよめるやまとうた ^{微音}

題ハ初許讀上

大臣家

五位名朝臣 四位 權右中辨の ⁸² 前但馬守の ⁸³

如此當世にハ頗竹腹痛伴朝臣ハすこしきこゆへし ^片

自歌ハ名許

三位已上 從三位 參議 權大納言 ^(一三オ)

讀上了不待詠聲早速起座退

和哥書様 ^{随分所歷注之}

中殿 ⁸⁴

秋夜侍 宴同詠池月久明

應 製和哥

參議正三位行民部卿兼伊豫權守臣藤原朝臣定家上

三行三字

院御所

秋日侍太上皇仙洞同詠百首

應 製和哥 ^(一ニウ)

從四位上行左近衛權少將兼安藝權介臣藤原朝臣と上

春廿首

内と常御會之時不書 太上皇仙洞字

春日同詠——應 製和歌

位者同前 ⁸⁵ 署歟

后宮

秋夜同詠月契秋久應令和哥

左近衛權少將藤原定家

建久五年八月公卿不書令字

左大將殿 ⁸⁶ 大夫藤原ト令書給兼亮書本官兼 ^(一三オ)

亮權亮藤原トト書 ^{上イ} ⁸⁸

内大臣家 文治三年二月

春日同詠庭梅久芳應教和哥

侍從定家

主人異姓人書姓公卿只詠之和哥ト書人と或不書

同字是一説也

賀茂社哥合 ⁸⁹ 承歟 治永二年三月

其時不詠和哥只依父命書交此事

春日陪賀茂社寶前同詠三首和哥

侍從從五位下藤原朝臣 ^(一ニウ)

霞

黃門 亞相參法法輪遍昭廣隆寺木給 ⁹⁰

秋日遊法輪寺同詠秋山日暮和哥

左近權中將藤原 ⁹¹

於山寺會者雖同姓招引猶書姓惣至于私事者

和哥ニ不書衛字常習也

一首之哥不論公私三行三字書之常事也

二首哥常說

詠夜郭公和哥

官名

五七⁹²(二三オ)

五七

七

契不遇戀

如此⁹³或文⁹⁴(マア)

詠二首和哥

官名

夜時鳥

三首哥同上

或文⁹⁵(マア)

詠三首和哥^(一三ウ)

題三首歌各行置^{五七五}

如此書之五首以上續二枚書之宜歟必無定様

此作法細く爲一見所令書寫也更不可免他見而已

左少將爲秀判

此外硯寫蓋亦書御日記以下御自筆之證文亦非一

求料紙追而可注加之^(一四オ)

右此一冊者令恩借中納言爲益卿以爲秀卿自筆本令書寫者也

于時永祿第一臘月下旬

權僧正眞淳判

右奥書之本以懇望借請寫留者也

于時永祿十二仲春下旬

右大辨藤原經元判

逐書校畢

光棧^(一四ウ)

校異

- 1 (細註)祖父被注之
- 2 可然人—可然之人(「コノ細註」ハ次項ノ註ニ續ク)
- 3 (「あふけて」ノ前ニ)又うつふけて是を置兩說也
- 4 置之—立之
- 5 ニ—ニス
- 6 「文臺」以下「右手ヲ」マデーナシ
- 7 雖—ナシ
- 8 着—座
- 9 也—ナシ
- 10 ヲ—ナシ
- 11 〰〰〰—之
- 12 取—ナシ
- 13 (傍訓)コウ—ナシ
- 14 帟—一帟
- 15 和哥—和哥木
- 16 端—端ノ方
- 17 近來—但近來
- 18 (後ニアリ)皆講了懷紙木下在文臺ニニ押折置也
- 19 (コノ間ニ次ノ条アリ)一公宴儀
- 先殿上人次僧綱次三位次大納言次大臣次女房兒尼准之
- 20 講師—講師
- 21 可—下
- 22 圓座—圓座居テ可令讀
- 23 之—ナシ
- 24 之—之也
- 25 讀テ—讀
- 26 也—之
- 27 早—早速ニ
- 28 也—也云々
- 29 (声点)やまとうた
- 30 云々—ナシ
- 31 云々—ナシ
- 32 無官人—無官之人
- 33 〰—朝臣
- 34 以下ノ奥書ナシ
- 35 コノ細註ナク「京極」ト註アリ
- 36 主人命—主人之命
- 37 徹—徹
- 38 膝行—行
- 39 訖—ナシ
- 40 第二人—第二主人
- 41 之—ナシ
- 42 次第—其人

次立 43 把―持 44 恒―仰 45 あふく―あふのく 46 哥ニ―哥ヲ 47
 把笏人―把笏之人 48 近代―近來 49 讀師―講師 50 ト―下 51 コ
 ニ―「一題讀様」アリ 52 説と―ナシ 53 云ミ―ナシ 54 法性寺殿―後
 法性寺殿 55 三年二月―二年 56 定隆―宗隆 57 講師―讀師 58 家説
 ―家之説 59 互―ヲ 60 (声点)やまとうた／やまとうた 61 御前儀
 ―御前之儀 62 こと―朝臣 63 こと―朝臣 64 こと―朝臣 65 こと―
 藤原― 66 こと―藤原朝臣 67 無官人―無官之人 68 字―を字 69
 之時―也 70 念―急 71 念―急 72 少將―中將 73 〱の朝臣 74 御
 會―ナシ 75 任―ナシ 76 堪其道者歟―堪于道者也 77 之―ナシ 78
 記―舊記 79 女房時―女房之哥之時 80 令―合 81 コノ細註ナク「京
 極記」ト註アリ 82 〱朝臣 83 〱朝臣 84 中殿―ナシ 85 位者―
 位署 86 大夫―ナシ 87 兼―要 88 ト―ナシ 89 治永―治承 90 法輪
 ―法輪寺 91 〱朝臣 〱 92 「二行七字」ト表示スル 93 コノ間ニ
 「二行七字」アリ 94 或文―或又 95 或文―或又

『和歌愚僻抄』(底本 文化庁蔵高松宮旧蔵本)

現存本三本のうち高松宮旧蔵本(写真版に拠る)を底本として翻刻する。底本は袋綴一冊。江戸初期写と推量される。三康図書館蔵本との校異を掲げる。三康本は縦二六・六cm横一九・七cmの大和綴一冊。同本は先掲IV類㊦と同一冊であり、㊦の本文の後に『和歌愚僻抄』の本文が合写されている。高松宮旧蔵本とは別途の構成をもち、かつ共々為相―為秀の手を經由したことが奥書から知られることで注意される。三康本は特に「下官集」に相当する部分の書写型式においてやや粗雑であり、同部分に限って言えば底本より劣る。しかし底本には所々文字の空白箇所(元の本に存したか又は書写時に判読しえぬまま脱し

たか)があり、その上殊に後半に誤写と映る箇所も目につく。それらの脱字を三康本によって補い(「」中に記入)、三康本との校異を併せ見ることであるべき本文を推測しようとした。高松宮旧蔵本の難点を認めながらも、先記した前半部の整序性を考えて底本とした。
 なお、三康本に「愚僻抄」の名を思わせる徴候は見られない。書名の詮義を含め、本書の性格を更に検討すべきだと思ふ。

和歌愚僻抄(題簽)

一書始草子事

假名物多置右枚自左枚書始之¹

舊女房所書置皆如此先人又用之清輔朝臣

又用之或自右枚端書之

伊房卿如此下官付此說摸漢家之摺本右一枚

白紙徒然似公損之故也

一嫌文字事

他人惣不然又先達無此事只愚意分別之^(一オ)

極僻事也一人無同心之人尤可謂道理況

今當世之人²所書文字之狼藉過于古

人之所用來心中恨之

緒之音³ をちりぬるを書之
を仍欲用之

をみなへし をとハ山 ^(一ウ) をくら山

たまのを をさゝ ⁴ をたえのはし

をくつゆ てにをハの詞木也

尾の音 おうののおく山書之故也⁵ ^(一ウ)

おく山 おほかた おもふ おしむ
おとろく おきのハ おのへの松 花をおる
時おりふし

え 枝ほむかえ たちえ 江

笛 断 消 超 きこえ みえ 風さえて

かえての木 えやはいふきの

へ うへのきぬ 不堪たへす しろたへ(二オ)

草木をうへをく裁 まへうしろ

ことのゆへ 栢 さなへ とへ問答 おもへは

さへ7

ゑ

すゑ ゆくゑ こゑ こすゑ 繪

衛士 ゑのこ

ひ

こひ おもひ かひもなく いひしらぬ(二ウ)

あひみぬ ま8ひ9と うひこと

いさよひの月 おひぬれハ おいぬれハ 又宜

い

にしのたい 鏡たい 天かい

ゐ

藍10 遂つのに 池のい11る よ(井)ゐのまよひ又常事也

但此字哥之秀句之時皆通用之

(二)行分空白(三オ)

—13 書哥事

知物様之人然以上句之末下句之行之上14書之云々

さくらちるこのしたかせハさむから

てそらにしらぬゆきそふりける

如此書雖聞故實之由當時至愚之性

迷而不辨只付讀安枉理可用此說

五 七 五

七 七 (三ウ)

16書交眞名之字或落字之時上句雖

不足一行只如「闕」字置「所」次行17「可

書下句之由澁之

一 草子付色と符事和漢有之

假令

古今和歌集卷第二

如此之「所也」19

左枚書始 其事時多付件枚清輔朝臣如此(四オ)

付之先人左枚雖書之付不書右枚下官用之

以右手引枚20依有便也

已上一身存之更無用人

一 書歌事 自哥本定可枚講新也22

書一首之時三行三字

なにはつにさくやこの十

はなふゆこもりいま九

ははるへとさくやこ九(四ウ)

のはな

書二首之時無定様是今案也

詠遠尋山花和哥

官名

五七

五七

七

寄河戀

五七(五オ)

五七

七 此説宜

或又

詠二首和哥

官名

題²⁸

ととと

ととと

ととと
「(五ウ)

題

ととと

ととと

ととと

如此書之

書三首之時

詠三首和歌

五七

五七

七(六オ)

題

とと

とと

とと

題

とと

とと

とと

或説三首歌

五七五

七(六ウ)

五首歌行如此但五首以下ハ可續昏二枚六七首³²

猶同之必可續之

端作

院 早春 初春 春夜 隨時文字餘時二行云々次行不置下而書之

春日侍 太上皇仙洞同詠題應

製和歌

官位〔兼〕³³官臣姓朝臣名上³⁴

公宴略儀常用之

春日同詠くくく應製和歌^(七才)

春日侍 中殿同詠くくく應製和歌

内親王<sup>東宮准之
仙院后宮</sup>

春日同詠くくく應令和歌

狹柄家<sup>大臣准之
公卿同之</sup>³⁵

春日同詠くくく應教和歌<sup>應教公卿不書之
殿上人書之</sup>

山寺會雖私遊必書姓官姓名<sup>主人同姓人
不書姓</sup>³⁶

公卿以下家無爲様^(七ウ)³⁷

神社

春日陪 石清水寶前同詠——和歌

官位兼官姓朝臣名

公宴書官之唐名事。不見不聞去^惣

今年見此事驚而可驚莫言^{々々}³⁸³⁹

撰歌合清書

不書名只書題歌與ニ官名書之也⁴⁰

(一行分空白)

和歌會作法^(八才)

先懷愚詠參其所隨便着座公私同之

次臨披講期召文臺先置講師出座

當御〔所〕中央置之於私所置亭主前⁴¹

次召人々歌各隨次置哥於文臺⁴²⁴³持參之軀有口傳
置之^{自下藤}

其儀文臺下近臨之時膝行置之以哥下可同^向

御前^{本定}⁴⁴或說同上云々

次召仰講師

五位之中召堪能者私〔所〕位階下藹^(八ウ)⁴⁵

但儀式時多用四位

野行幸時右大辨實政朝臣爲講師

花見御幸時藏人从右大辨雅兼朝臣

爲講師

(一行分空白)

次歌人應召近召候

次讀師進寄文臺下取重哥置前<sup>若位階次第不定ナレハ
召藏人重之</sup>⁴⁶

一二座人亦〔取テ勤仕之〕^(九才)⁴⁷

野行幸時土御門右大臣第二人勤之保安五⁴⁸⁴⁹

花見御幸之時太政入道爲一座

其時一通開之置文臺<sup>或向題之時開端哥許
近來強不然</sup>⁵⁰⁵¹⁵²

下於御前以下藹爲先但於僧侶并女歌不論⁵³

貴賤終ニ講之

或人云物蓋爲文臺之時件物蓋取廻天⁵⁴

伏テ置歌云々但此私〔所〕向亭主置之⁵⁵

無亭主之時只向爲席上之珍人同於會遊之^{本定}⁵⁶⁵⁷^(九ウ)

時只向講師儀不聞先賢之説可案之

次講師讀上之

一句と讀切之但至位署髣髴讀之讀訖任餘人

不詠之但餘人無音之時ハ同可詠之

序讀様同和歌

有兩題之時同題一巡講之講次題雖數十准之

件時更不讀名字於位署不可讀歟此儀近未無沙汰

次可然人と同音詠之(一〇オ)

但初音不助音可加詠歟又爲後近人不可進歟

進詠云々有序之時堪能人詠吟秀句

其後詠歌也

次詠三反了又置次歌作法同前

次臣下歌讀了自簾中被出御製

其時取拂臣下歌更居他文臺非強候式之時其歟用之文臺

講師又改之四位勤之更講題目講之度(一〇ウ)

數可倍臣下於御製者以文下向吾方云々嘉保講師通俊卿也

又女房歌諸人歌講之時出之兩題之時一題之時

知之

御製文臺用御硯莒蓋又御製文臺下有立高坏

文臺用螺鈿蒔繪硯莒之由見中記

長元六年二月十六日於白河院子日事歟

嘉保三年三月内裏御公初度

野行幸時用楊莒蓋云々説之由通俊卿申之

是見江記(一一オ)

故人ノ云臣下歌讀合御製之時給勅祿云々

68新歟私院於鳥羽田中殿竹遐年友講師宰相

中将教長卿勤之

題目讀様

假令

秋夜同詠藁夜蟲應 製和「歌」一首69

如假名讀之至御製詠給ヘルト可讀之

一説云事可讀付云々但可依題歟(一一ウ)

假令春心在花是木類尤可讀付歟題目ハ可70

訓讀之雖然又三月盡若九月盡不可然如此

事臨時可斟酌歟又和ノ字ハ明讀之歌ノ字ハ

微ニ讀之

位署讀様

於公家院女院同之71

六位姓名 五位官名 四位名朝臣

三位已上官姓朝臣但四位宰相准非參議(一二オ)

親王宮 親王72可講位歟73二品親王稱歟若一品親王ミト

於親王大臣家

(右傍ニ「官」ト書キ線ニテ抹消)
六位同前 五位名朝臣官⁷⁴ 四位官姓朝臣
三位已上官但至惠作讀名字許

但近代於次所非參議者讀名字者也

題目書様

其日侍 其皇幸75或行幸其所同詠翫其物

應製和歌(二ニウ)

是臨幸作所之儀也或說同詠兩字不書又

和歌一首卜書如此事只任意

其夜侍 其所同詠其物應 令和哥一首

是ハ女院后宮諸内親王本所之儀也

或和詞兩字不書 又其日其所非強儀或ハ

不書之

春日侍 中殿同詠々々々々應 製和哥一首并序(二三オ)

源右府天喜會書様云々人々或注侍宴云々77

但同字序者之外不書之由見江記

嘉應三年内裏會江帥書様同之

中殿ハ清涼殿之式侍清涼書之云々

詠二首應 教和歌親王 公卿家 位署

題⁷⁸

和哥

題

、、、
「(二三ア)」

是有兩題之時儀也尋常儀云々

如例書之凡公家 仙院書製字於女院后宮79

并内親王家書令 大臣并卿相家書教字

女御并御息所家可尋之

女歌者不書題目并名字 御製又題目許80

歟或被書臣下名

公踐祚太上皇ハ准女院后宮歟本定

小一條院和歌序匡衡書令字(二四オ)

又東宮和歌序匡房書教字或令字至一人本定

子息ハ雖然公卿書教字但非家人之者

不可然云々

位署書様

於公家仙院女院同之

位官兼官臣姓朝臣名但製字不書之時不書 臣上云々不書之時又一官

於諸家行被書依官多歟件度正文見之於署二枚源右府 師房被命

官姓名堀河院御時和歌京極大殿位署命書 散位從一位藤原朝臣云々人以為寄代之位署也85

爲諸官86司人於當官若上藤之傍官家不

可書官名唯亮若大進と可書之凡諸司87

長「官」可准之或說云於同姓人家不書姓云々88

但故人多書之如何

和歌書様

三行三字書之

但近來不必然故老云墨黑ニ顯然可書之

不可執手跡云々(一五オ)

採題和歌

採題ト云者各別題ヲ各分取詠之⁹⁰

若以「乳」⁹¹子賦取之時者以採得短冊押紙テ

次書和歌殊不書題目云々

又披講以後追和歌ハ不書題目以前ト書云々

或記云

白昏之時不書詠字云々只名字題許書也⁹³

但可書哥所ヲ置之是故老之說也基金言也⁹⁴(一五ウ)

極秘事云々此事其中珍人可「致」者也⁹⁵

末「座」⁹⁶更以不可「致」⁹⁷白紙之由彼故老人所被示也

此外大事亦多有云々別昏注之本云(墨源)

本云

治承二年五月八日書之(コノ一行線ニテ抹消)

正應第三曆孟夏上旬候以秘本書之輒不可及

外見之由誓状了心中深可謹者也

愚僻抄(六オ)

正應五年三月二日於關東二階堂詔或人

書了写本冷泉羽林為相朝臣被秘本也

穴賢不可及外見云々(六ウ)

校異

1 左枚―左 2 (空白)―三康本ニテ補ウ 3 三康本、以下「ゐ」迄ノ各項頭ニ

「一」アリ 4 をたえ―をたへ 5 おく山―を山 6 たへす―たへぬ

7 さへ―(ナシ) 8 まひゝと―まひゝと人 9 うひこと―うひこと 10 三

康本「ある」ノ訓アリ 11 いひ―はゐ 12 三康本ココニ次ノ條アリ

一假名字つゝく事

としのう ちにハ するハき けけりひ とゝせをこ

そとやいはんことし

如此書時極難讀任テ句ヲ書切大切只爲讀安

也

13 一―(ナシ) 14 上ニ書之云々―上書 15 故實―右筆 16 三康本コノ右

肩ニ「又書交眞名之字之哥詞ノ不違之様可書也」ノ細註アリ 17 (空白)

―補ウ 18 (空白)―補ウ 19 底本ニ字脱カ、補ウ 20 枚―披 21 枚―被

22 新―斷 23 三康本、歌ナシ 24 三康本、以下卷末ニ至ル迄、各項頭ニ

「一」アリ 25 三康本、各句ヲ示サズ「二行七字」トアリ 26 三康本

「二行七字」 27 或又―(ナシ) 28 題―(ナシ) 29 三康本「と」以下ノ

標示ナシ 30 三康本、標示ナク「題 哥二行七字常事也」トアリ 31 三

康本、次ニ「二行七字」トアリ 32 二―一 33 (空白)―補ウ 34 巨―

(ナシ) 35 大臣―大臣家 36 官姓名―官名 37 為―別 38 年―兩年 39 々

―之 40 題―今題 41 (空白)―補ウ 42 次―位次 43 三康本コノ傍註ナ

シ 44 同―向 45 (空白)―補ウ 46 次―(ナシ) 47 底本五字脱カ、補ウ

48 第―(ナシ) 49 五―五年 50 時―儀 51 一―通―取―通 52 或―古儀

- 53 下―向下 54 蓋取廻天―蓋ヲ取過是 55 (空白)―補ウ 56 只―只置哥
 云々但此所向亭主 57 同於―同等 58 不―(ナシ) 59 爲―向 60 云々―
 之 61 三―二 26 時―儀 63 之―(ナシ) 64 目―自 65 又―御製出之時
 講師可急退凡哥了可急起也 66 用―(ナシ) 67 ノ―申 68 私―新 69
 (空白)―補ウ 70 歟―凡 71 院―仙院 72 講―称 73 二品親王若一品親王々
 ミト―若一品親王已下二品親王 74 名―官名 75 三康本、コノ傍註ナシ 76
 所―前 77 或―式 78 三康本、以下「、、、」迄ナシ 79 例―別 80 女
 ―女御 81 令字―令 82 不―不不 83 之―候 84 枚―故 85 奇―希 86
 之―之 87 唯―准 88 (空白)―補ウ 89 ト―申 90 詠之―不詠之 91
 (空白)―補ウ 92 和―加 93 只―(ナシ) 94 也―歟 95 (空白)―補ウ
 96 (空白)―補ウ 97 (空白)―補ウ

〈補記〉

翻刻を許可された天理図書館・宮内庁書陵部・京都大学附属図書館・
 文化庁文化財保護部美術工芸課、並びに図書閲覧に際して種々便宜を
 賜った上記諸機関をはじめとする諸文庫、また御所蔵本の複写と共に
 御教示を与えられた井上宗雄氏に対して厚く御礼申し上げます。

〔一九八七年十一月六日受理〕